

令和6年 第1回定例会

美深町議会議録

令和6年3月1日 開会

令和6年3月15日 閉会

美深町議会

令和 6 年第 1 回定例会
美深町議会会議録
第 1 号（令和 6 年 3 月 1 日）

◎議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 14 号乃至議案第 19 号の提案説明
(町政執行方針及び教育行政執行方針説明)
- 第 5 予算特別委員会の設置
- 第 6 議案第 6 号及び議案第 7 号の提案説明
- 第 7 議案第 8 号の提案説明
- 第 8 議案第 9 号の提案説明
- 第 9 議案第 10 号の提案説明
- 第 10 議案第 11 号の提案説明
- 第 11 議案第 12 号の提案説明
- 第 12 議案第 13 号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について
- 第 13 報告第 1 号 委員会報告 産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第 14 休会日の決定

◎出席議員（11名）

1番 木下 広 悠 君	2番 望月 清 貴 君
3番 中瀬 亮 太 君	4番 名取 明 美 君
5番 蠍崎 一 生 君	6番 田中 真奈美 君
7番 小口 英 治 君	8番 藤原 芳 幸 君
9番 和田 健 君	10番 荒川 賢 一 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	草野孝治君	副町長	川端秀司君
総務課長	中江勝規君	総務課上席主幹	小野勇二君
住民生活課長	桜木健一君	保健福祉課長	小林一仙君
農務課長	山崎義典君	建設水道課長	中林秀文君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	内山徹君
生活環境グループ主幹	川端健君	税務グループ主幹	中野浩史君
保健福祉グループ主幹	和田政則君	農業グループ主幹	前田直久君
建設林務グループ主幹	田畠尚寛君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	杉本力君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	竹田哲君
--------	------	------	------

◎議会事務局

事務局長	竹田哲君	事務局副主幹	服部満君
------	------	--------	------

開会 午後 1 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） 只今の出席議員は 11 名全員出席です。定足数に達していますので、令和 6 年第 1 回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により議長において 9 番 和田議員、10 番 荒川議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 27 日までの 27 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から 27 日までの 27 日間と決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動等につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書採択のお願い、他 3 件は議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の議案について、申し上げます。長側提出のものは新年度予算 6 件、条例の一部改正 3 件、町道の認定 1 件、財産の無償貸し付け 1 件、預託金及び融資限度額 1 件、補正予算 2 件の合計 14 件です。議会側提出のものは、委員会報告 1 件です。次に説明員については、一覧表を配布しています。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第14号乃至議案第19号の提案説明（町政執行方針及び教育行政執行方針説明）

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第14号 令和6年度美深町一般会計予算乃至議案第19号 令和6年度美深町下水道事業会計予算までの各会計予算を一括議題とします。この際、令和6年度 町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長並びに教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 令和6年 第1回町議会定例会の開会にあたり町政執行の所信を申し上げます。私は、昨年4月に行われた統一地方選挙において、第6次総合計画のテーマ「未来へ続く 笑顔あふれるまち美深」を実現し、さらに美深を「優しいまち」としていきたいという想いのもと、町民の皆様から多大なるご支援を賜りまして、町政運営を担わせていただくことになりました。まもなく1年を迎ますが、この間「まちづくり懇談会」や「まちづくり未来トーク」などにより町民との対話を進め、更に町議会から政策提言をいただく中、町政の課題について受け止めて参りました。これまでまちを歩き、町民の皆様の声に耳を傾ける中で改めて気づいたことがあります。それは、まちを想う方が多いだけでなく、現状に危機感を抱く方がとても多かったことあります。私は、そのような声を受け止め町民一人ひとりに温かく寄り添う行政を推進し、総合計画で定めた「笑顔あふれるまち 美深」を基本に、誰も置き去りにしない「優しいまち」をつくり上げていくため、確かな一步を踏み出して参ります。議員の皆様をはじめ、町民の皆様の格別なるご理解とご協力をお願い申し上げます。さて、昨年は世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の流行から3年が過ぎ、5類感染症へと移行しました。いまだ、感染者は発生していますが、国内外で人の往来が戻るなど、社会経済活動の早期の正常化が期待されるなか、本町においても様々な行事やイベントが再開され、コロナ禍以前の姿を取り戻しつつあります。一方でロシアによるウクライナ侵攻の長期化などの世界情勢を背景としたエネルギー価格や物価の高騰は、事業活動だけでなく町民の生活に大きな影響を及ぼしています。社会情勢の不安が高まるなか、先行きを見通すことは困難な状況ではありますが、町民が安心できる暮らしを守ることは自治体の責務であります。このため生活に不可欠な行政サービスが当たり前に享受され、誰もが幸せを感じ、満ち足りた気持ちで暮らすことができるよう努めて参ります。令和6年度予算の歳入においては、地方交付税は人件費の上昇や物価高騰などの影響を加味し、前年度対比1.7%の増を見込んでおります。一方町税では、町民税においては景気情勢や人口減少及び定額減税による影響、固定資産税においては3年に1度の評価替えにおける課税標準額の下落を勘案し、町税全体で前年

度対比6.1%減少すると見込んでおります。歳出においては、特別養護老人ホームの移転改築設計や、老朽化が進む公共施設などの修繕のほか、経常的経費においても施設のランニングコストや交際費に多額の財源が必要な状況にある。加えてDX（デジタルトランスフォーメーション）、更にはカーボンニュートラルを含めたGX（グリーントランスフォーメーション）の取組をあらゆる分野において推進することが求められております。令和6年度は、農業、林業並びに商工業における経営の安定と向上、地域産業の活性化のための各種支援のほか、各種健康診査などの負担軽減による受診率向上対策など、第6次総合計画に掲げる「未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深」の実現に向けた事業に取組んで参ります。なお、令和6年度から必要な住民サービスの安定的な供給などを目的に、北部簡易水道を中心簡易水道事業と統合して簡易水道事業とし、下水道事業特別会計を下水道事業会計として、いずれも公営企業会計を適用した事業運営を行うこととしたことにより合計6会計となりました。各会計の予算額は、一般会計は前年度は、骨格予算だったこともありますが、前年度対比106.1%の50億9,500万円で、2億9,500万円の増となっております。国民健康保険特別会計は、前年度対比101.2%の5億7,340万円で、660万円の増。後期高齢者医療保険特別会計は、前年度対比106.6%の8,830万円で、550万円の増。介護保険特別会計は、前年度対比99.8%の6億450万円で、140万円の減。簡易水道事業会計は、前年度対比141.8%の1億8,878万円で、5,561万3千円の増。下水道事業会計は、前年度から皆増で3億7,385万6千円となっております。6会計の当初予算総額は、69億2,383万6千円となり、令和5年度当初予算と対比して7.6%の増となっております。以下、第6次美深町総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って、町政執行の考え方を説明して参ります。はじめに、1 人と自然が調和する快適で安全なまちについて申し上げます。環境保全・環境衛生の推進について申し上げます。美しい自然環境の保全と快適で住みよい環境づくりを目指し、環境と調和した循環型社会の形成とゼロカーボンの推進に取り組んで参ります。有害鳥獣対策では、近年捕獲頭数が増えているヒグマ、エゾシカ、アライグマなどの捕獲対策について、電気牧柵整備事業やアライグマ捕獲用トラップ購入支援事業など新たな取り組みを追加し、鳥獣被害対策実施隊の活動を中心に人的被害や農作物の被害の軽減・抑止に努めるとともに、駆除従事者の育成を支援して参ります。ごみ処理関係では、天然資源の枯渇や廃棄物の増加を食い止め、ごみの減量・減容化を進めるため「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」運動を引き続き推進して参ります。また名寄地区衛生施設事務組合が実施する「次期一般廃棄物中間処理施設」の建設については、構成市町村と連携し進めるとともに、進捗状況などについて町民の皆様に隨時周知を図って参ります。簡易水道事業

会計について申し上げます。簡易水道事業会計は、令和6年4月から北部簡易水道事業と中央簡易水道事業を統合し、1つの公営企業会計として運営を開始します。令和6年度は、中央簡易水道配水管更新工事に係る実施設計業務のほか、更新期限を迎える量水器の取替工事、計画的な消火栓の更新工事などを実施して参ります。以上により、支出予算額合計1億8,878万円となります。給水戸数の減少や離農などにより給水収益は減少傾向となっておりますが、経常経費の節減とともに、施設の保守管理に留意して安定した水の供給に努めて参ります。下水道事業会計について申し上げます。下水道事業は、令和6年4月から公営企業会計として運営を開始します。令和6年度も引き続き長寿命化計画に基づく機械設備などの改修工事を実施するとともに、新たに令和7年度以降5年間の施設改修計画を定める「公共下水道事業ストックマネジメント計画」を策定します。以上により、支出予算額合計3億7,385万6千円となります。経常経費の節減に努めるとともに、公共下水道施設、個別排水処理施設の維持管理業務委託を継続し、環境・公衆衛生の維持に努めて参ります。道路・交通網の整備について申し上げます。道路・交通網は、住民の生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重要な基盤です。町道については、円滑な交通と安全性の向上を図るため、橋りょう長寿命化事業及び路面・区画線の補修を行うとともに、北4丁目道路を含む3路線の道路施設整備や昨年8月発生の豪雨災害において被災したパンケ東2号道路災害復旧工事を実施して参ります。除排雪においては、民間委託を継続し、冬期間の交通網の確保と地域経済の活性化を図って参ります。公共交通については、引き続き仁宇布線デマンドバス、恩根内線路線バス、市街地フレンドバス、デマンド型乗合タクシーを継続し、生活に必要な交通体制の確保に努めて参ります。宗谷本線の維持を含む鉄道に関する課題については、恩根内駅と初野駅が3月15日をもって廃駅となります。宗谷本線については持続可能なものとなるよう引き続き北海道や宗谷本線活性化推進協議会、上川地方総合開発期成会など関係団体と連携し、利用促進を図る取り組みを推進して参ります。住宅の整備について申し上げます。住宅の整備では、長寿命化計画に基づくひまわり団地、公営住宅改修工事を実施するほか、老朽化の著しい町有住宅の解体を実施し、維持管理コストの低減と安全・安心な住環境の整備を進めて参ります。土地の有効利用について申し上げます。土地の有効利用としては、自然環境と調和した街なみの保全と、公園や緑地・街路樹の適切な維持管理に努め、快適で機能性の高い市街地整備を推進して参ります。消防体制の充実について申し上げます。地域における安全・安心の確保のため、広域応援体制も含めた組織力と機動力を最大限に發揮し、あらゆる災害へ迅速・的確に対処できる消防体制の充実に努めて参ります。消防設備としては、消防デジタル無線設備のバッテリー及び消防庁舎の受電キュービクル設備を更新し、安全かつ確

実な災害対応に万全の態勢を備えます。火災予防と警防業務では、立ち入り検査による違反是正の徹底と住宅用火災警報器の設置促進を継続して参ります。救急業務では、緊急通報システム端末機の更新、救急隊員としての必要な講習や救急救命士の病院実習を充実させ、救急隊全体の技術向上に努めて参ります。防災体制の充実について申し上げます。災害時における住民の生命や財産を守るため、防災資機材や災害用備蓄品の整備を図るとともに、美深町地域防災計画に基づき防災意識の高揚や防災知識の普及に努めるほか、自治会ごとに設置されている自主防災組織と連携し住民参加型の実践的な防災訓練の実施、避難・被害状況の早期把握や気象情報などの収集、災害情報の伝達などの危機管理を充実し、防災体制の強化に努めて参ります。交通安全・防犯対策の推進について申し上げます。誰もが交通事故に遭わないよう、各種交通安全集会などを通じ交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携し、交通安全施設の整備を推進して参ります。また、昨年度に引き続き、美深町地域安全推進協議会を通じ高齢者ドライバーなどの運転免許証返納のきっかけづくりとして運転免許証返納支援事業に取り組んで参ります。防犯対策では、引き続き関係機関などと連携をとりながら広報・啓発活動を行い、住民の防犯意識の高揚を図って参ります。情報化の推進について申し上げます。情報基盤施設の適切な管理と、防災情報端末、防災情報アプリ、SNSの利活用促進により災害情報などの伝達体制を維持するとともに、暮らしに役立つ様々な情報の共有による生活の質の向上と地域経済の活性化を推進して参ります。各種情報を安全かつ円滑に提供するため、堅牢な情報セキュリティ対策を維持し、個人情報の保護に努めて参ります。また、今、国が積極的に進めているデジタル化についても、使う人に優しく誰もが取り残されることのないデジタルトランスフォーメーションの検討を進めて参ります。消費生活対策の推進について申し上げます。近年、多様化・巧妙化する特殊詐欺や悪質な訪問販売から消費者を守るため、防災情報端末機を活用した迅速・丁寧な情報提供や広報誌による啓発活動を推進するとともに、広域で行う消費生活相談事業の利用促進を図って参ります。次に、2 地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまちについて申し上げます。農業の振興について申し上げます。農業を取り巻く情勢は、経営者の高齢化や担い手の減少に加え、国際紛争や急激な円安の進行による飼料、肥料、燃料などの農業資材の国際価格高騰、水田活用の直接支払交付金の見直しなど、めまぐるしく変化しています。将来にわたって美深の農業が持続的に発展できるよう、これまでの継続事業に加え、新たにハウス支援事業や南瓜収穫支援事業、麦乾燥調製施設整備事業などに取り組み、農畜産物の生産振興など個別の課題に対応した諸施策を推進して参ります。担い手の育成確保について申し上げます。担い手の育成確保は、持続的に発展する美深の農業を推進するために最も重要な課題であります。新規就農希望者の受け入れや

農業後継者への支援、農業経営継承組織の活動に対して、国や北海道と連携して引き続き支援して参ります。また、次世代を担う農業者に対し、引き続き農業関係機関と連携し、学習の場の提供に努めて参ります。農業後継者のパートナー対策については、農業後継者育成推進協議会が中心となり、婚活交流会など出会いの場づくりを推進して参ります。環境保全と多様性を高める農業の推進について申し上げます。記録的な猛暑など地球沸騰化と呼ばれる昨今、国は食料農業農村基本法の見直しを図り、環境負荷低減の取り組みを加速させています。このため、食料自給率の向上、化学肥料の低減や省エネ技術の導入など、食料安全保障の強化を実現していくことが求められています。土壌診断や堆肥分析に基づく土づくりをはじめ、堆肥などの有機物を活用した地域資源循環型のクリーン農業の推進、廃プラスチック対策への支援などを継続し、安全・安心で高品質な農畜産物の生産と環境に配慮した取り組みを推進して参ります。あわせて、地域の共同活動として取り組む農村環境・地域資源の保全活動などに対して支援して参ります。経営基盤の安定強化について申し上げます。労働力確保支援対策事業や南瓜収穫支援など不足する労働力を確保するための取り組みに対して支援を行い、農業生産を維持できる体制を構築して参ります。また、生産条件の不利な地域における農業生産活動の継続を目的とした中山間地域の支援のほか、家畜伝染病の発生予防やまん延防止措置を講じるため、家畜防疫対策推進事業に対する支援を継続して参ります。農業者が行う排水不良農用地の暗きょ、明きょ排水改良に対する小規模土地改良事業の補助単価を増額し、農業生産力の向上と経営の安定化を図って参ります。生産性向上と魅力ある農業の推進について申し上げます。「がんばる美深農業！」支援事業により、引き続き畑作、酪農、畜産事業など総合的な支援を講じて参ります。堆肥を活用した土づくり、スマート農業機器の導入、新しい生産技術や作物の導入など意欲ある取り組みに対する支援などの継続事業のほか、園芸作物推進のためのビニールハウス導入、有害鳥獣による農作物被害防止のための電気牧柵の設置、重量作物である南瓜の収穫支援、生乳増産を目指した乳用雌牛確保に対する支援などに新たに取り組んで参ります。水稻・畑作については、環境保全型農業直接支援交付金事業に継続して支援するとともに経営所得安定対策についても引き続き実施して参ります。酪農・畜産については、酪農ヘルパー事業や恩根内放牧場の飼養管理施設の補修、畜産経営対策や畜産農家の施設整備に対する支援を引き続き実施して参ります。農業振興センターでは、効果的な土づくりや新たな作物の導入、新たな生産技術の検討などについて、農業者や農業関係機関と連携して取り組むとともに、各種農業情報の提供や6次産業化への支援を継続して参ります。農用地の有効利用について申し上げます。経営者の高齢化や担い手の減少により、農業者の減少さらには耕作放棄地の発生が懸念される中、農地の集約化などに向けた取り組みが喫緊

の課題となっております。また、これまでの人・農地プランの取り組みが法制化され、市町村は、令和6年度中に人・農地プランに代わる地域計画を策定することになります。地域計画策定までは、これまでどおり農用地利用改善団体を中心に、担い手への農地集積を進め、策定後は農地中間管理事業を中心に、農地の有効活用と遊休農地の発生防止に努めて参ります。林業の振興について申し上げます。林業の振興については、民有林活性化推進事業による支援を柱とした持続的な林産業振興と担い手対策の取り組みを推進して参ります。また、美深町森林整備計画に基づいて、森林の持つ多面的機能である洪水・土砂流出防止など公益的機能の発揮を目指した森づくりを推進して参ります。森林認証を取得した町有林においては、森林管理に欠かせない作業路保全や野ぞ駆除を行い、認証材の品質向上と利用促進を図り、脱炭素に貢献する森づくりに取り組んで参ります。商工業の振興について申し上げます。本町における商工業は、人口減少や消費行動の広域化、さらにはネット通販の影響などにより、依然として厳しい経営環境にあることから、引き続き商工会事業への支援と中小企業への資金調達支援を行うとともに、新規開業や事業承継など、人材確保・育成を推進して参ります。また、昨年度に引き続き商店街街路灯の「LED化事業」への支援を継続するほか、令和6年度は「吹き流し更新事業」への支援を追加し、商店街の賑わい創出と景観整備を図って参ります。快適な住まいづくりと商工業振興事業については、引き続き魅力ある店舗づくりを支援し、住宅の新築・改修などと併せて、林産業・建設業振興による地域経済の活性化と再生可能エネルギーの導入による環境に優しい社会の形成を推進して参ります。企業誘致・創業支援の推進については、商工業担い手支援制度などの事業効果が徐々に表れ、近年新規開業者が増えております。今後も支援制度のPRを強化し、創業支援を推進するとともに、株式会社SUBARUと連携し、都市部の企業がテレワークを活用した地方における新しい働き方の研究を継続して参ります。観光の振興について申し上げます。観光の振興については、コロナ禍で落ち込んだ入込客の回復を目指し、広域での取り組みや観光協会を中心に地域の特徴ある資源を活かした観光商品づくりを推進するとともに、観光施設の適正な維持管理に努めて参ります。観光協会事業は、ふるさとまつりなどの町内イベントの実施やまちなかのイベント創出など事業運営に必要な支援を図って参ります。道北観光の拠点施設であるびふかアイランドについては、地域おこし協力隊を活用しながらサービスの向上と体制強化を図りつつ運営母体である第三セクターの経営改善を重点に、安定的な事業運営を後押しして参ります。仁宇布地区を中心とする本町の観光推進の一翼を担うトロッコ王国美深に対しては、引き続き観光客誘致と安全運行、さらに松山湿原などの個性的な地域資源を活かした取り組みに必要な支援を行って参ります。新たな産業の振興について申し上げます。新たな産業として推進して

いるチョウザメ産業については、飼育環境、飼育技術も向上し、安定的な魚肉、キャビア販売に向けて前進しています。引き続き創意工夫しながら製品のさらなる品質向上を図り、生産拡大に伴う販売先や販売方法などについても検討を進めるとともに、経費抑制と管理作業の省力化に努めて参ります。また、北海道大学、水産試験場、ソフトバンクなどとの連携を継続し、調査研究を重ね、さらなる技術向上と人材の育成を図って参ります。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げます。就労対策については、事業所における就労機会を確保するため、小規模事業者の新規雇用に対する経費や研修費用の支援により雇用を促進するとともに、新たに海外人材の受け入れに対する支援を行い、事業経営に必要な人材の確保と育成を図って参ります。また、求職者の就職活動を支援するため、引き続き職業訓練や資格取得に対する費用の助成を行います。さらに、事業所における各種共済制度の加入促進に対する支援を行い、労働者の福祉の向上を推進して参ります。次に、3次代を生き抜く力と豊かな心を育むまちについて申し上げます。教育の振興について申し上げます。次代を担う、未来ある美深の子どもたちの学びと育ちを支えていくため、家庭、学校、地域が一体となり「美深の子ども」を育むとともに、町民一人ひとりが芸術・文化やスポーツに親しみ、心豊かで健やかな生活が送れるよう、各世代における学びの場の確保を図り、教育行政の推進に努めて参ります。幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要であり、幼児一人ひとりの特性に応じた質の高い教育と保育の推進に努めて参ります。学校教育では、「知・徳・体」を基本に子どもたちの個性や創造性、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、ふるさとを想う心や、たくましく生き抜く力を育てる教育活動や、ICTを活用したGIGAスクールの推進を図るとともに、小中学校に冷房設備と冷風機を整備して子どもたちの教育環境の充実を図って参ります。また、教職員住宅の修繕を計画的に行うとともに、教育環境の充実を図るために必要な教具・教材の整備を行って参ります。特色ある教育の推進については、「仁宇布小中学校山村留学」、「英語教育の推進」と「美深高等学校教育振興協議会」、「美深高等養護学校協力会」事業に対する支援を行い、魅力ある学校づくりに継続して取り組んで参ります。子育て支援については、幼児センターにおける保育サービス、子育て支援室での相談支援や未就園児への遊びの場の提供、放課後児童クラブや子ども教室での居場所づくり、学校給食費の負担軽減を継続するとともに、子どもスポーツ文化未来基金を活用して、子どもたちのスポーツ・文化活動の支援を図って参ります。社会教育と芸術文化活動の推進では、多様な学習機会の場の提供と充実に努めるとともに、町民の主体的な生涯学習活動の推進を図るため、優れた芸術文化に触れる機会の提供や、文化団体・サークル活動への支援を行って参ります。また、生涯学習活動の拠点である「文化会館COM100」の機械設備の整備修繕を行い、

町民の皆様が安心して利用できるように努めて参ります。スポーツ活動の推進では、関係各団体と連携し、各種大会や合宿誘致に取り組むなど、「スポーツによるまちづくり」の推進に努めるとともに、「美深町からオリンピック選手を」のスローガンでこれまで推進してきたエアリアルに対する支援についても、FIS（国際スキー連盟）公認のエアリアルコースの活用と合わせて継続して取り組んで参ります。スポーツ活動の拠点として、町内外の方々にご利用いただいている町民体育館の老朽化に伴う課題解決を図るため、「町民体育館改修工事実施設計業務」に取り組んで参ります。また、経年劣化の激しい「ゴルフ練習場」のネットの張替工事、「運動広場パークゴルフ練習場」設備の修繕及び「スキー場」索道設備の修繕等を行うとともに、町民体育館に冷風機を配備して町民の皆様が快適に利用できるようスポーツ施設の整備、充実に取り組んで参ります。次に、4 健やかに安心して暮らせるまちについて申し上げます。健康づくり・医療の充実について申し上げます。町民がいつまでも健康で安心して暮らせるよう、健康診断、がん検診、予防接種等を継続するとともに、各団体と連携を図り、健康づくり講演会、ヘルスアップ教室、出前講座等の健康講話の機会を充実させるなど保健・予防活動の充実に努め、健康寿命の延伸を目指して参ります。特に健康診断については、若い年代からの健康づくりの取り組みとして、20代～30代の社会保険加入者の基本健診を無料化するほか、がん検診の自己負担額を見直し、受診を促して生活習慣病やがんなどの早期発見、重症化予防に繋げて参ります。感染症対策では、各種予防接種の助成を継続するとともに、新たに高校生のインフルエンザワクチン補助と、令和6年度から定期接種となる新型コロナワクチン補助を実施し、感染症の発症と重症化の予防に努めて参ります。美深厚生病院は、救急医療、入院治療のほか、特定健診などの予防活動や予防接種を担う拠点病院です。令和6年度は、X線装置の更新及び病室の冷房設備工事にかかる費用を支援し、医療の充実と療養環境の向上を図って参ります。子育て支援の充実について申し上げます。安心して子どもを産み育てるためには、地域全体で子育てを支援する環境づくりと、妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を実施していく事が大切です。不妊治療費補助から始まり、妊娠婦健康相談、妊娠婦健診、新生児聴覚検査、新生児訪問、乳幼児健診、産後ケアなどで支援して参ります。また、令和5年度に引き続き、国の出産子育て応援補助金を活用して、妊娠・子育て世帯に対し、相談と経済的支援を一体的に行うとともに、令和6年度からは不妊治療に係る先進医療費の一部補助を追加するほか、妊娠を希望する方の「先天性風しん症候群」予防のため、抗体価が低い方への予防接種費用を補助して参ります。乳幼児の疾病を早期に発見するため1カ月健診費用の補助と早期に発達障害を発見し療育に結びつけるための5歳児健診を新たに導入して参ります。ひとり親家庭等における医療費助成について

は、昨年度から実施している高校生世代までの医療費無償化を継続し、子育てを支援して参ります。高齢者支援の充実について申し上げます。令和6年度から開始となる、第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの取り組みを引き続き推進するとともに、生きがいを持って健康で暮らせるよう、介護予防の推進を図るほか、高齢者の社会参加と生きがいづくりの取り組みに対して支援を継続して参ります。また、老朽化や災害対策として運営法人が計画する美深町特別養護老人ホームの移転改築事業を引き続き支援して参ります。障がい者支援の充実について申し上げます。障がい者支援では、介護・訓練等の給付、相談支援・日常生活用具給付をはじめとする地域生活支援事業など障がい者福祉サービス、医療費助成制度などを継続し、福祉の増進を図って参ります。また、令和6年度から開始する第7期障がい者福祉計画に基づき、関係機関との連携・協力により、障がいの方々が地域で安心して生活していくための環境づくりを進めて参ります。地域福祉の充実について申し上げます。少子高齢化や核家族化の進行により生活形態が多様化する中、すべての人々が暮らしやすい地域社会の実現を目指すため、関係機関と連携を図るほか、地域福祉に重要な役割を担う団体への支援を継続し、助け合い、支え合いによる地域福祉の推進に努めて参ります。社会保障の充実について申し上げます。すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、関係機関と連携し国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療保険制度の円滑な運営と、国民年金制度や生活保護制度の周知、啓発、相談に努めて参ります。国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険特別会計は、加入者数において被保険者数、世帯数ともに減少を見込んでおり、医療費・高額療養費についても減少傾向にはありますが、国民健康保険事業納付金が増加していることから、前年度対比1.2%増の予算を計上しています。特定健診及び特定保健指導の推進により生活習慣の改善を図るとともに疾病の早期発見・早期治療を促進し、医療費の抑制に努め、引き続き安定した制度として持続できるよう、財政運営責任主体である北海道と連携して事業の推進に努めて参ります。後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。後期高齢者医療保険特別会計は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の保険料と、その保険料の徴収や納付等に係る費用として、前年度対比6.6%増の予算を計上しております。引き続き、保険料の完納と充実した窓口サービスの提供に努めて参ります。介護保険特別会計について申し上げます。介護保険特別会計は、令和6年度から第9期事業計画が開始となり、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどの保険給付費と介護予防・日常生活支援総合事業を含む地域支援事業費の推計から、前年度対比0.2%減となります。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすこと

ができるよう地域包括ケアシステムの取り組みを引き続き推進して参ります。また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことを踏まえ、認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、認知症の人やその家族が尊厳を保持しつつ希望をもってできる限り地域の良い環境で自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けた取り組みの推進に努めて参ります。次に、5 みんなでつくる自立したまちについて申し上げます。住民参画のまちづくりについて申し上げます。まちづくりの推進は、町民と行政が一体となって取り組むことが重要です。町民と町職員が課題を共有し、その解決に向けてともに研修する「まちづくり自主研修事業補助金」の活用を推進しながら担い手の育成を支援して参ります。また、昨年支援を拡大した「がんばる自治会応援事業交付金」を活用しながら健康維持活動や環境整備などに取り組んでいる自治会もあり、積極的な自治会活動が図られるよう引き続き支援して参ります。地域活動の拠点となるコミュニティーセンターの計画的な改修を図り、住民の積極的な参加による地域活動を推進して参ります。男女共同参画の推進については、職場や地域などあらゆる分野において、性別に関係なく活躍できる社会の実現を目指し、継続した啓発活動を推進して参ります。行政情報の効果的な発信については、広報モニターの意見などを参考に、内容の充実に努めながら毎月発行の町広報誌及び防災情報端末機、町ホームページ、SNSの活用を図るとともに、まちづくり推進町民会議のほか、子どもを対象とした「まちづくり未来トーク」の実施など様々な機会を設けて広聴活動を推進して参ります。関係人口の創出について申し上げます。移住定住を推進するため、移住体験住宅貸付事業を継続するとともに、移住フェアなどの際の情報提供の強化や、移住者への住宅改修などの支援を継続して参ります。また、地域おこし協力隊の積極的な任用に向け、インターン制度の活用などにより様々な分野で人材を受け入れ、地域の活力維持と強化に取り組みながら移住定住を推進して参ります。姉妹町である福岡県添田町からは、5 年ぶりに友好親善訪問団が来町して参ります。交流事業を通して地域の魅力や特性を互いに理解し合う機会として、町民にも広く周知しながら取り組んで参ります。東京美深会・札幌美深会との交流については、定期的な情報交換を図るとともに、交流事業を継続できるようふるさと会活動を支援して参ります。さらに、北海道大学大学院水産科学研究院との連携協定に基づき、美深町をフィールドとした学生の実習受入れについても継続して取り組んで参ります。行政経営の充実について申し上げます。本町の財政は、人口減少や高齢化によって町税などの財源の伸びが期待できない一方で、少子・高齢化対策などの社会保障関連経費や住民活動の基盤となる公共施設の老朽化に伴う改修費用が増加、さらには特別養護老人ホームの移転改築や次期一般廃棄物中間処理施設の費用負担など厳しい状況が続きます。限られた財源と職員数で最大限の効果を上げられるよう、

取捨選択による行政改革の推進や行政評価に基づく的確な行政サービスの提供に努めるとともに、周辺地域との広域連携の推進により効率的な行財政運営を図って参ります。さらに、令和6年度から2カ年にわたり「立地適正化計画」を策定し、持続可能で機能的なまちづくりを推進して参ります。災害等非常時の業務継続対応については、OAシステムの適切な管理と更新により、安定的な運営に努めて参ります。自主財源の根幹となる町税などについては、適正かつ公正な課税に取り組むとともに、上川広域滞納整理機構との連携により、収納率の向上に努めて参ります。ふるさと寄附金事業については、個人から募るふるさと納税のほか令和5年度から取り組みを始めた企業版ふるさと納税により、全国の方に「寄附」という形で本町に興味を持っていただき、広くまちづくりに参画いただけるよう関係する事業者と連携して本町の資源や特色を活かした事業を展開して参ります。職員の育成については、人事評価制度や職場内研修の実施のほか、職務遂行に必要な実務能力や政策形成能力などの向上を目的とした職場外の研修への派遣と、自主研修制度の積極的な活用の推進により職員個々の能力開発と組織の活性化に努めて参ります。また、公共施設の省エネルギー化とCO₂排出抑制を図るため、更なる燃料消費の縮減に努め、環境負荷の軽減を図って参ります。以上、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和6年度の町政執行方針として参ります。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 令和6年第1回定例会の開会にあたり、教育行政に臨む基本姿勢を申し上げ、町民の皆様並びに、町議会議員の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存じます。急速に進むデジタル技術により「Society 5.0」の時代の到来を迎え、社会の変革や地球環境問題、少子高齢化・人口減少、国際情勢の不安など、子どもたちや私たち大人を取り巻く環境において、日常生活や価値観、仕事の進め方など大きく変化しており、複雑で予測困難な状況が続いております。このように厳しい現実社会において、次代を担う美深の子どもたちが自らの夢と未来を切り拓くための「生きる力」と「ふるさとを想う心」や「人を思いやる心」を大切に育む教育を充実させるとともに、英語教育や山村留学など特色ある教育に取り組みます。町民一人ひとりが心豊かに、健やかに潤いのある生活を送ることができるよう、「次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち」を基本目標とする第6次美深町総合計画の幼児教育から学校教育、社会教育、芸術・文化、スポーツの5つの分野にわたる教育施策を着実に推進します。はじめに、幼児教育の充実について申し上げます。幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成、義務教育とその後の教育の基礎を培う大切な時期です。幼児センターでは、様々な体験活動や集団活動を通して、育みたい資質・能力を育成するとともに、幼児一人ひとりが特性に応じた質の高い教育と保育の推進

に努めるとともに小学校の連携を深める円滑な接続を図ります。幼児センターで行う子育て支援については、「預かり保育」「一時保育」「延長保育」を継続し、未就園児や子育て世代の交流の場を確保するため、「子育て支援室」や「遊びの場」を開設して継続して参ります。その他、これまで各教室にはエアコンを設置していましたが、保健室、職員室にも設置を行い、幼稚部と保育部の遊戯室には可動式の冷風機を設置するなど、子どもたちが安心して屋内外で遊ぶことができる環境整備を行います。次に、学校教育の充実について申し上げます。義務教育については、学校教育目標である「知・徳・体」を基本にふるさとを想い、未来に夢と希望をもち、たくましく成長できるよう学習指導要領による「知識と技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を3つの柱に、「主体的・対話的で深い学び」を目指す教育活動を着実に推進します。また、学校運営協議会を通じた「地域とともにある学校づくり」を推進し、保護者や地域からの声を教育活動に活かした取り組みと地域資源の活用などにより、ふるさと美深への愛着と誇りを持ち、社会に貢献できるよう次代を担う人材の育成に努めます。急速なデジタル社会の到来に対応するため、国が推進しているGIGAスクール構想における「1人1台タブレット端末」は、鉛筆やノートと並ぶ学習教材になりつつあります。このタブレット端末による学習によって「先生と児童・生徒」という縦の関係だけではなく、「児童・生徒同士」という横の関係による「協働的な学び」が行われています。ICTを活用した学びを充実させるためにも、教職員のICT活用指導力の向上を図るとともに、タブレット端末の計画的な更新、次の段階に向けた課題の整理を進めていきます。いじめや不登校への対応については、いじめの積極的な認知と組織的な対応、不登校児童生徒への初期段階からの組織的・計画的な支援に努めるほか、児童虐待における関係機関との連携など未然防止、早期対応に取り組みます。その他、北海道教育委員会の協力を経て「スクールカウンセラー」を各小中学校に要望に応じた派遣を行い、こども相談センターなどの相談窓口に関する情報の提供に努めます。特色ある教育活動と魅力ある学校づくりを推進するため、幼児センターから高等学校までの校種間の連携を密にするとともに、山村留学と英語教育の充実にも取り組んで参ります。また、特別な教育的支援を必要とする子どもたちについては、障がいの状態に応じた教育活動が行えるよう、特別支援員の配置と学ぶ環境の充実に努めます。学校給食では、「安全第一」を基本とし、美味しい給食の提供と食育の推進に取り組むとともに、給食費の保護者負担の軽減を継続して参りますが、世界的情勢の不安等による食材料費の高騰に対応するため適切な給食費の在り方について協議を進めます。教育環境の整備については、最近の気候変動の影響による夏の暑さ対策のため、小中学校の冷房設備と可動式の冷風機の整備を行い、子どもたちが安心・安全に学べる教育環境の充実と教育活動に必

要な教具・教材の配備を図ります。あわせて、小中学校の長期休業日の総日数を「50日」から「56日」に変更するとともに、夏休み、冬休みのそれぞれの休業日数を総休業日数の範囲内で柔軟に設定できるよう対応します。その他、学校教育施設や教員住宅の適切な維持管理、修繕に取り組みます。次に、高等学校教育について申し上げます。美深高等学校は、小規模校の特性を活かし大学、専門学校等への進学に向けた手厚い学習サポートとして通信講座や模擬試験をはじめとする学習環境の充実、キャリア育成のための資格取得に対する支援を行うなど、魅力ある学校づくりの取り組みを進めて成果を上げています。「美深高等学校教育振興協議会」を通じた教育活動に対する支援と、大学等への進学を支援する「美深高等学校卒業生奨学金制度」を継続し魅力ある学校づくりに対する支援を行います。美深高等養護学校については、道北地域の特別支援教育の中心的な学校で、美深はもとよりこの地域に欠かせない大切な学校です。本町で開校し40年を経過して学びを修了した多くの卒業生を、社会の担い手として輩出しています。美深町における地域とのつながりや、寮生活における生活面の学習や交流など優れた面を広めるなど、「美深高等養護学校協力会」に対する支援をとおして町全体で支え合う活動を継続して参ります。次に、社会教育の充実について申し上げます。社会教育については町民の皆様が、心豊かに生きがいのある暮らしと活力あるまちづくりが推進できるよう、生涯学習活動の拠点である文化会館COM100を中心に幼児から高齢者までの多様なニーズに対応する学習機会の場の提供に努めるとともに、文化団体やサークル活動に対する支援を行って参ります。COM100図書室については、利用しやすく居心地の良い環境づくりと、本をとおして新しい出会いと発見ができるよう、利用者ニーズに対応した蔵書の充実に努めて参ります。青少年の健全育成では、見守り活動や体験・交流活動を推進し、自然体験・アウトドア事業を「NPO法人びふかスポーツクラブ」と連携して取り組みます。次代を担う「美深の子どもたち」の様々な活動を応援するため、「こどもスポーツ文化未来基金」を活用して、スポーツ・芸術・文化活動のサポートを致します。子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりと、学習交流活動を推進するため、放課後健全育成事業に取り組みます。その他、文化会館COM100をはじめとする社会教育施設の適切な維持管理と修繕に努めて参ります。次に、芸術・文化活動の推進について申し上げます。芸術・文化活動は、人の心に潤いや刺激を与え、心豊かに生きがいのある生活を送るうえで大切なものであり、地域に根差した活動に取り組む文化団体やサークルへの活動に対する支援の継続と優れた芸術・文化に触れる機会の提供に取り組みます。町内外の方々に素晴らしい音響と評価されている「COM100文化ホール」を活用した自主事業の開催や、音楽等の文化活動に対する支援を継続して行って参ります。また、町民が郷土の歴史に关心を持ち、学び、後世

に伝えていけるよう、北海道博物館等における研修や、町内の関係団体と連携を図り、まちの歴史資料の収集や保存、展示を行うなど、歴史や文化の伝承に努めて参ります。次に、スポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツ活動の推進では、町民一人ひとりが自らの健康の保持促進や体力増進を図ることができるよう、歴史ある町民大運動会をはじめとする各種大会の開催や、スポーツ団体への支援の継続と「スポーツによるまちづくり」を推進するため、エアリアル種目を中心とするアスリートの育成強化や冬季スポーツをはじめとする各種大会の開催、合宿の誘致等について、町内外の関係団体と連携、協力して取り組みます。体育施設は、町民が安全で快適にスポーツを楽しむ活動の場所であり、指定管理者による効率的な管理運営と利用者の利便性の向上と利用促進に努めて参ります。また、スポーツ活動の拠点として町内外の方々にご利用いただいている町民体育館の老朽化に伴う課題解決を図るため、「町民体育館改修工事実施設計業務」に取り組むとともに、今後の町民体育館の在り方に関して、町内のスポーツ関係者等と協議検討を進めて参ります。その他、経年劣化が著しい「ゴルフ練習場」のネットの張替工事、「運動広場パークゴルフ場」設備の修繕及び「スキー場」索道設備の修繕等を行うとともに、町民体育館に可動式冷風機の配備を行い、町民の皆様をはじめとする利用者が快適にスポーツ活動を行えるよう努めて参ります。以上、教育行政執行方針と致します。

○議長（南 和博君） 以上で、令和6年度 各会計予算に関する町長の町政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針の説明を終了します。

◎日程第5 予算特別委員会の設置

○議長（南 和博君） 次、日程第5 予算特別委員会の設置を議題とします。お諮りします。本定例会に提案されています議案第14号 令和6年度美深町一般会計予算乃至議案第19号 令和6年度美深町下水道事業会計予算までの各会計予算を議長を除いた全議員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議案第14号乃至議案第19号の各会計予算は、議長を除く10人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により議席番号1番 木下議員から10番 荒川議員までを指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、予算特別委員会の委員は、木下、望月、中瀬、名取、蟻崎、田中、小口、藤原、和田、荒川、各議員の10名に決定しました。ここで暫時休憩します。議長から委員会条例第8条の規定により予算特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び予算審査の日程を決定するようお願いします。再開は概ね午後2時半と致します。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時30分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を致します。休憩中に予算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに予算特別委員会の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に藤原委員、副委員長に名取委員が就任しております。また予算特別委員会は、3月13日、14日の2日間と決定しております。

◎日程第6 議案第6号及び議案第7号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第6号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第9号）及び議案第7号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を一括して議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第6号及び議案第7号で提出しております一般会計及び後期高齢者医療保険特別会計の補正予算につきまして、一括して提案説明いたします。はじめに、議案第6号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第9号）について説明申し上げます。まず、歳出ですが今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとする令和5年度事業の事業量の増減や入札減に伴う執行残等の減額のほか、ふるさと納税による寄附金を各種基金に積立金として追加するものであります。次に、歳入ですが、只今申し上げた歳出予算に係る特定財源のほか、Jクレジットによる財産の売り払い収入などについて整理しております。また、システム開発の遅れや全国的な在庫不足により令和5年度中の事業完了が見込めなくなったもの、さらには今回の補正予算において計上するものの年度中の事業完了が見込めないものについて、第2表のとおり繰越明許費として定めるものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。債務負担行為の補正につきましては、第3表のとおり2件の追加、町債、地方債の補正に

つきましては、第4表のとおり事業費の確定に合わせて過疎債6件の借入額の変更と防災・減災・国土強靭化事業債1件の新規借入を行います。以上によりまして、一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ1,731万1千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ54億1,125万7千円となるものであります。次に、議案第7号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、広域連合へ納付する事務費負担金の追加のほか、現年度分保険料の増加に伴い、保険料納付金を追加するものであります。これによりまして後期高齢者医療保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ50万6千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ8,260万3千円となるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは、議案第6号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧いただきたいと思います。令和5年度美深町一般会計補正予算（第9号）。令和5年度美深町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） 別冊配布の議案第7号の説明を致します。議案第7号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）。令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第6号及び議案第7号の説明を終了します。

◎日程第7 議案第8号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第8号 美深町課設置条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第8号 美深町課設置条例の一部改正について。この改正は、美深町の課の設置について、近年の行政ニーズの多様化、複雑化、増加に対応しうる組織体制とすべく総務課から企画部門を独立させ、現行の5課を6課とする改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書1ページをご覧ください。議案第8号 美深町課設置条例の一部改正について。美深町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、資料で説明させていただきます。次のページご覧いただきたいと思います。この条例改正の内容につきましては、今町長が提案説明いたしましたとおり現行の5課を6課とする改正でございます。この条例につきましては、課の名称を規定した第1条だけでなるシンプルな条例であります。この新旧対照表に記載した条項がすべてでございます。現行の組織体制は、総務課、住民生活課、保健福祉課、農務課、建設水道課という5つの課であります。総務課の次に、企画商工観光課を加えまして6課体制にしようとするものでございます。この企画商工観光課は、現在総務課に置かれております企画グループを分離独立して課とするものでありますので、所掌する業務は、現在総務課企画グループが所掌している業務の全てでございます。最後に改正附則ですが、この条例の施行期日は、令和6年4月1日と致します。

以上で、議案第8号の説明と致します。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第8号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第9号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第9号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第9号 美深町介護保険条例の一部改正について。この改正は、介護保険法に基づく令和6年度から令和8年度までの第9期美深町介護保険事業計画の策定に伴い第1号被保険者に係る保険料額の引き上げや低所得者の保険料上昇の抑制を図る多段階化及び減額賦課をするために所要の改正を行うものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の3ページをご覧いただきたいと思います。議案第9号 美深町介護保険条例の一部改正について。美深町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容について、資料で説明致しますので、次のページをお開き下さい。この条例改正内容につきましては、提案説明にありましたように、第9期美深町介護保険事業計画の策定に伴いご審議いただいた美深町高齢者保健福祉等策定委員会、この報告を踏まえまして令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料を改定しようとするものでございます。1つには、

保険料の額の改定、2つ目に低所得者の保険料上昇の抑制を図る多段階化、現在9段階から13段階へ見直すという内容です。もう1つ、3つ目に同じく低所得者の負担軽減を図る減額賦課、これにつきまして改正しようとするものでございます。まず1つ目の保険料の額の改定について説明致します。基準となります保険料は、第5段階に記載の年額7万800円これを月額にしますと5,900円でございます。この保険料基準額の算定にあたりましては、令和6年度から令和8年度までの3年間の標準給付費、それと地域支援事業費の支出見込額や市町村ごとの介護保険財政の調整を行う調整交付金の歳入見込額これから保険料として必要な額を算出してございます。これによりまして、算出した保険料基準額は、月額6,159円となりまして、第8期の保険料基準額であります4,500円より1,659円上昇致しますが、この上昇を抑制するため現在保有しております介護給付費準備基金ここから3年間で1,310万円を繰り入れることと致しました。これによりまして保険料基準額は、6,159円から5,900円になり259円抑制されることになります。これを年額にしますと3,108円抑制されることになります。この保険料基準額に各段階の標準割合を乗じた額が表の一番右の列に記載いたしました保険料額でございます。次に、2つ目の低所得者の保険料上昇の抑制を図る多段階化、現行の9段階から13段階へ見直すことについて説明致します。第8期において所得分による段階は、第1段階から第9段階まででしたが、第9期では新たに第10段階から第13段階までの4段階を追加することと致しました。これによりまして所得の高い被保険者ほど保険料負担が増えますが、この増えた分を原資としまして、低所得者である第1段階から第3段階までの保険料を引き下げることと致します。表の第1段階から第3段階のそれぞれ上段にカッコ書きで表しております保険料基準額に対する割合、これを比較していただきますと引き下げられていることがおわかりいただけるかと思います。例えば第1段階の保険料で申し上げますと、令和3年度から5年度の割合が0.50で、右隣の令和6年度から令和8年度の割合は0.455になり、0.045引き下げられていることがおわかりいただけると思います。次に3つ目、同じく低所得者の負担軽減を図る第1段階から第3段階までの減額賦課について説明致します。こちらも保険料負担の軽減策として第8期に引き続きまして公費による減額賦課を行います。こちらの減額賦課につきましては、保険料段階の多段階化とこれに伴いまして保険料基準額に対する割合の見直しによりまして、低所得者の負担軽減が図られていること、これを踏まえまして公費による減額賦課の割合は引き下げますけれども、最大限の引き下げとなるように改正するものでございます。只今説明した保険料算定の要素であります1つ目、第1段階から第13段階までの各段階の保険料基準額に対する割合。2つ目、多段階化。3つ目、軽減賦課の軽減割合。これなどにつきましては、

介護保険法施行例に定める基準とおり適用しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。この結果、これら3つの改定要素を適用して算定した保険料が、表の一番右の列に記載している保険料額でございまして、このとおり保険料を改正しようとするものであります。ただここで、ご注意いただきたいのが第1段階から第3段階までであります。実際にご負担いただく保険料は減額賦課が適用される後の額でございますので、太字で表した方、上下2段になっていると思いますが、下の段の太字で表した額でございます。第1段階は、2万170円。第2段階は、3万4,330円。第3段階は、4万8,490円でございます。この他にも改正がございまして、表の下をご覧いただきたいと思います。介護保険法施行令の一部改正によりまして、介護保険条例が引用しております、施行令の条項を追加する改正がございます。第9条第3項に賦課期日後に要保護者、いわゆる生活保護者でございますが、こちらに該当した場合の保険料の算定に係る基準、これを規定している条項を追加いたします。最後にこの条例の施行期日は、6年の4月1日といたします。以上、改正概要を説明いたしましたけれども、改正規定の詳細につきましては、その後につけております新旧対照表をご覧いただきたいと思います。以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第9号の説明を終了します。

◎日程第9 議案第10号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第10号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○議長（草野孝治君） 議案第10号 美深町町有林野管理条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。本件は昨年8月に寄附により取得した仁宇布地区の山林について、町有林として管理して参りたく、本条例にこの山林を加える改正をするものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定いただきますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書の8ページをご覧ください。議案第10号 美深町町有林野管理条例の一部改正について。美深町町有林野管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、資料で説明させていただきます。次のページご覧ください。この条例改正につきましては、改正趣旨に記載いたしましたが、寄附により受納致しました山林等を町有林野として管理するため条例別表に当該山林等を含める改正でございます。この新旧対照表には、仁宇布

地区のみを掲載しておりますけれども、実際の別表には、仁宇布地区から楠地区まで全部で 17 の地区を掲載しております。地区ごとに町有林の字名、地番、面積これを規定してございます。この新旧対照表では、今回の改正に係る仁宇布地区のみを抜粋して掲載しておりますので、ご了承いただきたいと思います。今回の条例改正ですが、仁宇布地区の町有林の面積を改正する内容となってございます。現在、仁宇布地区におきまして管理している町有林の面積は、123万7,721平方メートルでございます。これに1万7,229平方メートルを加えまして、125万4,950平米に改めるものでございます。この土地の取得経緯を説明させていただきます。この土地は、岐阜県岐阜市にお住いのお2人の方からご寄附をいただいた土地でございます。この土地は2筆ございまして、合わせて1万7,229平方メートル。2筆ともお2人で共同所有する土地であります。令和5年の8月4日、この日にお2人の連名でご寄附をいただいた土地でございます。この土地を町有林として管理いたしましたく今回の条例改正となったものでございます。参考までに町有林の総面積について申し上げます。条例改正後の町有林の総面積は、1,108万2,808平方メートル。約1,108ヘクタールとなります。最後にこの条例の施行期日ですが公布の日からとさせていただきます。以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第10号の説明を終了します。

◎日程第10 議案第11号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第11号 町道路線の認定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第11号 町道路線の認定について提案説明を申し上げます。本件は令和2年度から4年をかけて実施した西団地公営住宅建替工事が完了し、これに伴い新設した西団地道路延長130.6メートルについて、町道路線の認定を行うものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書10ページご覧ください。議案第11号 町道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定により次のとおり町道路線を認定する。1、認定する路線 路線番号123番。路線名が西団地道路。起点が字西町39番地13。終点が字西町39番地6。認定道路の概要説明を致

しますので、次のページの資料をご覧ください。まず場所についてですが右上の地図をご覧いただきたいと思います。美深高校の西側になります。拡大したのが下の大きな図でありまして、上の図とちょっと方角が変わっておりますので注意してご覧いただきたいと思います。下の大きな図の方は、左側が北の方角になってございます。この図を見ていただきますと、令和2年度から令和5年度までの4年をかけて建替えました西団地公営住宅の間を南側を起点としまして、町道9線道路を終点としまして、南北に貫く道路あります。延長が左の上の概要の表を見ていただきますと、延長が130.6メートル、幅員が7.0メートル、起点が字西町39番地13、終点が字西町39番地6でございます。以上で、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第11号の説明を終了します。

◎日程第11 議案第12号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第12号 財産の無償貸付についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第12号 財産の無償貸付について提案説明を申し上げます。本件は、チョウザメ養殖加工施設として整備したSAF恩根内、旧恩根内小学校のプールについてチョウザメ飼育管理業務の委託先であります株式会社 美深振興公社に10年間無償で引き続き貸し付けを行うものであります。無償貸付にあたりまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書12ページをご覧ください。財産の無償貸付について。財産を無償で貸付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。1、貸付ける財産は、SAF恩根内の建物とその敷地でございまして、まず建物ですけれども、所在は美深町字恩根内57番6。構造は、木造、鉄骨造です。延床面積が、486.20平方メートルでございます。この敷地であります土地につきましては、所在は美深町字恩根内。地番が57番6。面積が1,883平方メートルでございます。貸付ける相手方は、美深町字紋穂内139番地、株式会社美深振興公社 代表取締役 山崎晴一さんでございます。3、貸付ける理由 チョウザメの養殖事業の産業化に向けて安定的に継続して事業を推進するため、養殖・加工施設として整備した財産を無償で貸し付けるものでございます。4、貸付期間 令和6年4月

1日から令和16年3月31日までの10年間でございます。ちなみに平成25年から美深振興公社に無償で貸し付けをしてきた施設でございまして、この施設でもって養殖や加工事業を行ってきたところでございます。以上で、議案第12号の説明と致します。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第12号の説明を終了します。

◎日程第12 議案第13号

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第13号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第13号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明を申し上げます。この制度については、美深町内に働く勤労者の福祉の向上と定着を図るため、北海道労働金庫の運用原子として預託をし、勤労者の福祉資金として貸付を行うものであります。令和6年度に預託する金額及び融資限度額を定めようとするものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書13ページになります。議案第13号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。美深町勤労者福祉資金融資に伴う融資限度額を令和6年4月1日から次のとおりとする。1、預託金500万円。2、預託金融機関が、北海道労働金庫名寄支店。3、融資限度額が750万円でございまして、これまでと変わらない内容となってございます。以上で、議案の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第13号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第13号について採決します。議案第13号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第13号は可決されました。

◎日程第13 報告第1号 委員会報告 産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第13 報告第1号を議題とします。産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） それでは、産業教育常任委員会から所管事務調査の報告をさせていただきます。議会側議案書の3ページになります。本委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。調査日は、令和6年2月8日です。調査事項（1）については、近年の異常気象と有害鳥獣による農作物の被害状況と課題について。調査内容としまして、①令和5年度の農作物被害状況。②有害鳥獣の捕獲頭数（過去5年分）。③現在の捕獲関係器具の保有状況について。調査方法は聞き取りとしております。次に、調査内容の報告に関してでございますけれども、こちらの方は資料に基づきまして説明を受けたものになっておりますので、議案書の書面にかえさせていただきます。では、調査のまとめに入ります。調査のまとめと致しまして、作付種類ごとの農業共済支払い状況から、農業共済への加入農家85戸のうち約3割（25戸）、面積にして109ヘクタールが被害対象となっており、主にそば、小麦、てん菜が多く、共済金の支払額は、およそ800万円に及んでいます。補足として令和4年度は、被害個数15戸、支払額は691万円でありました。合わせてJA北はるか取扱実績からは、令和4年度の実績に比べ南瓜の反収量が激減しており、単価が上がったことで収量減少分をカバーできたとされておりますが、昨年は品質も小ぶりなものが多く異常気象の影響が顕著であり、気象変動と日々格闘している農家にとって、安定した収入確保、または収入増への大きな障害となっております。今回調査時には、農林水産省が進める「人・農地プランの実質化」に則し、美深町農業の地域計画作成にも触れ、5年後、10年後を見据えた地域農業の在り方と農地集約について、将来像を作成しなければならないことが改めて提示されました。美深農業の未来を見通すには、担い手の確保はもとより、経営が安定し、農業者が夢を持って生業を継続できるよう、新たな営農スタイルに挑戦することができる環境整備と、頻発する異常気象に耐えるべく、小規模土地改良による農地保全など、持続可能な農業経営を支えることは重要であります。加えて、有害鳥獣による被害も年々増加しており、美深町の特産物である南瓜の被害額を見ると、いっそうの対策強化が必要とされています。これに関しては、「箱わな」の設置に関する新しい取り組みが提示され、

その効果を期待するところでもあります。合わせて春グマ駆除の再開も提示され、最近のヒグマ駆除においては、昨年は25頭の捕獲実績があり、目撃情報も増加していることから新たに個体数や生態など、調査分析が必要と考えられます。また、ドローンなど最新機器の活用で効率性と安全性確保を図るよう望むものであります。以上が、第1項目に関する調査のまとめとさせていただきます。次に、調査事項の2番目として、美深町観光施策の現状と課題についてでございます。調査内容は、町内各観光施設の入込客数の状況について聞き取りを行いました。項目の(1)と同様に、調査内容の報告に関しては、書面に替えさせていただきます。それでは調査のまとめをご報告いたします。平成31年に北海道経済部観光局が作成した「観光で稼ぐ！ための手引書」によると「稼ぐ観光とは何か」という部分において、『少子高齢化、人口減少等により過疎化が進む地域にとって地域の外から「人」と「財」をもたらす「観光」は救世主。北海道全体で観光客が増えている現状を好機と捉え、観光客を地域に呼び込み、観光客1人1人の消費を拡大させ、地域全体に循環させる仕組みを構築することで、地域経済の活性化に結びつけることが極めて重要であり、この取り組みを「稼ぐ観光」と定義する』としております。そして、令和2年10月に行った所管事務調査ではコロナ禍の状況下では、これから美深町観光振興の在り方について調査をまとめ、道が示しております「北海道観光のくにづくり条例」を基に、観光振興計画の行動指針から『地域住民、事業者、観光関係団体、行政等それぞれの役割を明確化し、この指針をもとに観光のくにづくりに向けて行動することが求められている。観光を1つのビジネスチャンスとして地域経済の活性化のために、各種業態の事業者が連携することや町民一人ひとりが我が町の魅力をPRし、来町者へのおもてなし、「ホスピタリティの精神」を醸成することは、これからまちづくりに大きく寄与するところである』と結論付けております。また、町行政の役割については、町民、事業者との情報共有の場を提供することや、調査データの収集・分析による戦略的なプランの作成と、実行力のある魅力的な人材育成への支援をすることと捉え、今回調査においても、マーケティングの手法について各施設で来訪者へのアンケート調査を実施し、多様なニーズを把握し分析することが第一に挙げられました。その他にも、ホームページやSNSの活用では、プロモーションの視点に受け手意識が不足していること。各種ガイドなど専門分野に長けた人材が不足していることなど、現在の取り組みにおいて第一段階での弱さが多く見られております。また、クレジットカードや電子決済の普及など利便性の追求やチョウザメ養殖施設も含め、既存の観光資源を有効活用するなど、今あるものを活かしながら更に見方を変え、美深町の「稼ぐ観光」を町内各事業者を巻き込んだ共通課題として推進していかなければなりません。最後に参考資料といたしまして、提供いただきました資料の一部を添付して

おりますので、皆さんご一読お願いを申し上げます。以上を持ちまして、産業教育常任員会からの所管事務調査の報告を終わらせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ござりますか。なければ以上で、産業教育常任委員会の報告を終わります。

◎日程第14 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第14 休会日の決定を議題とします。

お諮りします。新年度予算及び議案調査、一般質問調整等のため2日から10日までの9日間を休会にしたいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って2日から10日までの9日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

午後3時51分 散会

令和 6 年第 1 回定例会
美深町議会会議録
第 2 号 (令和 6 年 3 月 11 日)

◎議事日程 (第 2 号)

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

第 3 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 木下 広 悠 君	2番 望月 清 貴 君
3番 中瀬 亮 太 君	4番 名取 明 美 君
5番 蟻崎 一 生 君	6番 田中 真奈美 君
7番 小口 英 治 君	8番 藤原 芳 幸 君
9番 和田 健 君	10番 荒川 賢 一 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長 草野 孝治 君	副町長 川端 秀司 君
総務課長 中江 勝規 君	総務課上席主幹 小野 勇二 君
住民生活課長 桜木 健一 君	保健福祉課長 小林 一仙 君
農務課長 山崎 義典 君	建設水道課長 中林 秀文 君
会計管理者 後藤 裕幸 君	総務グループ主幹 内山 徹 君
生活環境グループ主幹 川端 健 君	税務グループ主幹 中野 浩史 君
保健福祉グループ主幹 和田 政則 君	農業グループ主幹 前田 直久 君
建設林務グループ主幹 田畠 尚寛 君	水道住宅グループ主幹 町屋 英雄 君

◎教育委員会

教育長 杉本 力 君 教育次長 大堀 裕康 君

教育グループ主幹 元岡友之君 教育グループ主幹 前田貴也君

◎農業委員会

事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君 事務局長 竹田哲君

◎議会事務局

事務局長 竹田哲君 事務局副主幹 服部満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。今定例会の一般質問通告について申し上げます。一般質問の通告者は、望月議員、木下議員の2名です。一般質問の状況をインターネットに録画配信するため、議場内を撮影しておりますのでご理解をお願いいたします。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第2 一般質問を行います。一般質問の通告者は、2人です。発言時間は、再質問を含めて30分と致します。それでは、通告順に従って発言を許します。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは、一般質問をさせていただきます。今回の一般質問につきましては、大きく2つの項目でございます。1項目目は、介護保険第1号保険料について。2項目目については、医師の働き方改革と美深町の地域医療についてということでございます。まず1項目目の介護保険第1号保険料についてでございます。はじめに、私事で恐縮でありますけれども、介護保険制度が始まったのが、平成12年、西暦2000年でございますが、その当時介護保険の担当としまして、最初の介護保険料を算定することに携わって参りました。当時美深町のはじまりの介護保険料基準額は、月額3,440円ということでしたけれども、一番最初の段階の試算では6千円台と出まして、当時の岩木町長さんに正された記憶が残ってございます。あれから24年が経ちまして、それ以前は介護サービスは利用者負担と税金でまかなわれてきたのですが、今は保険制度となって、制度も複雑になって担当課におかれましては大変だと思っております。この議会においては条例改正案、予算案、議題になっております一般質問においては基本的考え方を絞って確認をさせていただきたいと思います。それでは要旨を述べます。令和6年度から3年間

の第9期保険料の改正案が示されました。第8期の保険料では、全国、全道平均との比較では、低額でありました。第9期もこれらを大きく上回るということはないのだと推察しておりますけれども、引き続く保険給付費の増加、負担する65歳以上人口の減少、さらに介護報酬の改正もあったのかと思いますが、これらにより増額改定となっています。物価高騰に追いつかない年金の改定や後期高齢者医療保険料も増加するようです。そういう厳しい状況の中、高額所得者と言われる皆様の負担率を大きく増加してさせてすることで、低所得と言われる皆さんのが負担増を抑制している形ですが、高齢者の現状からはそろそろ制度の限界ではないかと私は考えるものです。介護保険は、市町村が保険者でありまして、住民が相互に支え合う制度であります。3年後の第10期にも向けて続く議論として、また町民の理解が必要と考えまして、町長に考え方を伺います。3つ大きくお聞きします。1つは、保険者としましては、制度上やむを得ない結果ということも考えるのですけれども、今回増額改定になっていることにつきまして、まずもって町民に対して町長の所見をお聞かせいただければと思います。2点目ですが、増額改定案を前にしまして、少しでも減額できないか。これは、町長も恐らく同じ考え方だといらっしゃると思いますが、そういう立場に立って保険料算定の考え方について確認をさせていただきます。①としまして、1つ目令和5年度末時点の介護給付費準備基金の最終残高の見込みと、活用について伺います。2、2つ目としまして、全国的なことだと思いますが、保険料算定の際、当然保険給付を加えるわけですが、それに加えて地域支援事業を推進する人件費ですとか、地域の体制整備に必要な費用も算入されてきました。これら本当に大変重要な必須な事業費なのですが、保険料を財源とすることについては、私は違和感がありまして市町村の判断でこれを算入しないことはできないのか、不可能なのかどうかお尋ねします。それから3番目③ですが、介護保険制度費用のうち第1号保険料の負担率が法令で23%となっております。これからこれらを継続するには限界があると考えますが、町長あるいは町長が参画しております町村会の見解はどのようなものでしょうか。最後、3点目です。介護が必要になる要因は、要支援の状態としては、高齢による衰弱や関節疾患、骨折などが挙げられます。それから要介護の場合ですと認知症、脳卒中などが挙げられておりまして、多くは生活習慣の要因である疾患であります。新年度予算案にも健康診査、これは若い方の基本健診を無料にするとか挙がっているようですが、そういう保健予防事業ですとか、地域医療、生きがい・社会参加など福祉事業、スポーツや社会教育など介護保険料の軽減につながる事業は多いと思います。介護保険は、そのまちのシステムを住民自治によりつくり上げ、その結果として保険料の軽減や基金残高を増加させることもあり得る制度だと思っております。町民の皆様が働く産業に関わらず、老後は全ての人が通る道でもあります。次

の3年後の保険料改定に向けて、超高齢社会の中、関係事業の推進に意を配し、全町を挙げた意識づくりを進めてはどうかと思いますし、またそのことが保険料ということではなくて、町民それぞれの健康といいますか、幸せにも繋がると考えますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 望月議員からいただきました介護保険第1号保険料についてのご質問についてご答弁申し上げます。まずは、介護保険料の増額改定についてのご質問ですが、令和6年度から3年間、令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間における第1号介護保険料については、3年間のサービス給付費や65歳以上の第1号被保険者数等を推計し、介護給付費準備基金を一部取り崩し充てることで、月額5,900円、年額で7万800円と算定し高齢者保健福祉等計画策定員会においてご協議いただき、承認を得たところでございます。サービス給付費は第8期と大きく変わりませんが、被保険者数が大きく減少することから、増額改定となったところであります。また、低所得者の保険料の上昇を抑制するため、これまで9段階としていた保険料13段階に多段階化し、高所得者の保険料を引き上げる一方で低所得者の保険料を軽減したほか、低所得者にはさらに公費による軽減措置を実施しております。2期6年間に渡って保険料を抑制してきた分、今期の大きな引き上げになっておりますが、介護を取り巻く状況についてご理解いただきますようお願いいたします。次に、介護給付費準備基金の残高についてのご質問ですが、令和4年度末の基金残高は、6,322万3,281円となっており令和5年度介護保険特別会計では、当初予算補正予算合わせて4,457万3千円を取り崩すよう予算計上しておりますが、決算見込みではサービス給付費の減少が見込まれますので、4,020万円ほどの取り崩しで済みそうです。従って令和5年度末残高は、2,300万円ほどになると見込んでおります。介護保険料の上昇を抑制するため、第9期中の3年間で1,310万円を取り崩す計画としているところです。次に、地域支援事業に要する費用の算入についてのご質問ですが、市町村の判断で地域支援事業に要する人件費や地域の体制整備に必要な費用を保険料の算定の際に必要な費用から除くことは可能ではありますが、必要な経費に算入しないことにより本来交付されるべき国や道の交付金も交付されなくなり、これをまかぬため介護保険の制度上想定されていない町の一般財源を充てることになることから、費用負担の公平性を損なう恐れがあるものと考えます。本町が独自に基本的な財源構造を変える知識を持ち合わせておりません。制度設計に携わった国の有識者の判断に倣るべきものであると考えます。次に、第1号保険料負担率23%についてのご質問でございますが、全国町村会でまとめられた要望事項では、介護保険制度の実施に関して介護人材

の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題としており、財政運営に関する事項もありますが、保険料の負担率に関しての要望事項に具体的に触れられてはおりません。次に、3年後の保険料改定期に向けてのご質問ですが、介護予防活動を行うことが介護保険給付の抑制に繋がり、保険料の軽減につながるのは望月議員のおっしゃるとおりだと思います。これまでも保健事業のほか、社会福祉協議会を中心とした地域活動や社会教育部門等と連携をしながら介護予防事業を行って参りました。介護保険制度が開始された平成12年と比べますと各地区にサロンができ、町民が主体となって介護予防に取り組む仕組みがつくられ、町民の皆様の介護予防に対する意識も確実に高まっていると感じております。今後も事業を継続し、町民一人ひとりが生活習慣の改善や介護予防活動を行うことが保険給付の抑制に繋がり、ひいては保険料の軽減に繋がることを健康教育等の場面で周知し、さらに町民の意識を高め町民の皆様とともに健康寿命を延ばすための取り組みを推進して参りたいと考えております。以上、答弁と致します。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁をいただきました。まず1点目ですけれども、これまでもそうなのですけれども、執行方針の中までには保険料のことまで言及はなかったものですから、この際聞かせていただきたいということでございます。色々、増額になった背景についてもご説明いただきまして、ご理解をいただきたいということでございます。私も同感といいますか、町長もきっと私たち以上に厳しい辛い立場と思っておりますので、理解したいと思います。ただ、今回全国的にどうかあるのですけれども、基準額で美深町では1,400円。月額ですね。それから低所得、一番低所得とされる方でも330円。これまで最高の段階であった9段階でも2,380円。10、11、12段階が新しくできて、13段階の方でいうと月額6,500円の増額ということで、今まで低所得の段階が軽減されていたのですが、今回は高額の方の負担を増やしていただくことで何とかしていくということです。これはもちろん美深町だけではないのですが、これ以上はかなり厳しいなと感じております。色々厳しい中ですけれども、また今後も適切な保険料、算定よろしくお願いしたいと思いますが、答弁は結構でございます。考え方をお伺いすることができました。次に2番目の関係です。基金の関係ですね。6,300万、今1月末であるのが4千万ほど繰入を見込んで2,300万をちょっと見ているということで、これについてはそれだけかかるのかどうかというところがちょっと心配しているのですが、この辺についても見込みといいますか、それについては大丈夫というか、例えば先ほども説明あったと思うのですが、今回基金で1,300万円を繰り入れることによって、月額で259円ほど

保険料が軽減できると思いますので、少しでも多く残るのであれば活用いただきたいと思うのですが、その辺の繰越の見込みの精度といったらあれですけれども、その辺については町長何か聞かせていただけますでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 基金の関係、これまでも望月議員、介護保険について私より精通しているのかなという風に思っているところでございますけれども、3年間で1, 310万円取り崩して保険料に充当するということと、先ほどお話あったと思いますけれども、保険料の軽減、それに加えてさらに政令によって軽減されているということをご承知おきいただきたいなという風に思います。基金、この1, 310万円を3年間の中で、保険料に充当していくことで、残り1千万ほどになるのかなと。それしか余裕がないと。これまで6千万、4年度末では余裕あったものが1千万しかないということ、万一赤字になった場合、これ以上充てられないことに基本的にはなるのかなと思います。それ以上になると借入等をすることになって一般財源は充てられないような制度になっていますので、借入することは今の第9期に借入れたら第10期の保険会計から返済しないとならないということで、後々のものが負担増していくというような形になってくるのかと思っております。ということで、今回はギリギリ全部充ててしまうとそういった心配もあるということで、1, 310万円ほど充てる中で1千万をこの9期の会計の中の万が一の時、充てていく財源という形で考えているということでご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すみません。もう一度あれなのですが、6, 300万円余りのものが4千万繰り入れて2, 300万で、1, 300万と1千万で今お話あったと思うのですが、その4千万の繰入の見込みが精度としていかがかな。精度といいますか、例えば3千万になるとか、その辺は大丈夫かどうかということなのですが、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど答弁致しましたけれども、当初は4, 457万3千円を見込んでいたのですけれども、直近の見込みで4, 020万円ほどの取り崩しで済みそうだったということだったので、430万ほど取り崩しが少なくて済んだというようなことで考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） また必要があれば予算委員会あるいは条例のところでと思いますけれども、それから2番目の関係です。人件費などの関係ということで、人件費これは地域包括支援センターの3名の皆さんの中、1名か2名分の人件費が算入されていると思い

ます。それで考えますと何故3人全員でないかですとか、あるいは社協の職員、委託料も入っていると思うのですが、素晴らしい事業なのですが、介護保険周辺以外の高齢者を支えるものも仕事に入っていると思います。そういうことでいうと保険料だけでどうなのがなということがあるのでお伺いをしました。恐らく財政的な問題が出てくるのかなと思いますので、今回については、そういった状況で難しいのかなと思うのですが、是非今後もちょっと全体ではないということも含めて次期に向けて検討課題としていただけないかなと思うのですが、これは難しいでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと私もそこまで難しい問題かなと思っています。今、この制度、保険者が美深町になっているので、この制度、質問の中でもそろそろ限界というようなこと也有って、果たしてそうなのかなということも私まだそこまで認識深く思っていないので、その辺の認識等を深めながら今後町村会ですか上川総合開発期成会の中で、意見を収集しながら考え方を示せればと思っておりますけれども、あくまでも市町村ごとにサービスの質等が違いますよね。そういうこともあってむしろ保険料を統一してしまうと不公平になるといった考え方があると伺っているところでございます。いずれにしても、今町村会の中では具体的なその項目はございませんでしたけれども、上川総合開発期成会の中でも財政措置の拡充についても国に対しても要望してきているところでございますので、その辺も見極めながらもうちょっと専門的な部分もありますので、勉強させていただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。次に3点目にも入ってきたわけですけれども、介護保険の制度については、国、道、町で50%、残りの50%は40歳から64歳の皆様で27%、これも全国平均は6,276円ぐらいになりそうだということで、所得に応じるのもそうですし、会社が労使折半あるいは、国保は半分ということがあるのですけれども、高齢者の23%はそういったことはありません。実は、全国市長会の方では、去年もそうなのですが、重点提言ということで出しておりまして、自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう国費負担割合を引き上げることですとか、先ほどの地域支援事業のことについても財政措置を講じるようにというようなことが出ております。是非、町長それから町村会におかれても高齢者の立場で進めていただければと思います。これはすみません、答弁結構です。それから最後の3番目につきましても、町長はもうご存じといいますか、おわかりをいただいて更に地域での取り組みも進んでいるということで、そういったことでは安心をしております。今後もそういったことを介護予防の取り組

みですか、進めていただければと思います。どうか、介護保険の制度については、大変な厳しい立場だと思いますがどうぞよろしくお願ひ申し上げて、この質問については終わります。次に、医師の働き方改革についてということで、医師の働き方改革と美深町の地域医療についてということです。働き方改革といいますと端的に言いますと、時間外労働時間の上限規制ということで、多くの業界は既に2019年、平成31年の4月からはじまっていますが、他の業界から遅れながらも長時間労働で私たちを支えてきました建設業さん、あるいは物流と書きましたけれども、トラック・バス・タクシーのドライバーの皆さんのお業界、そしてお医者さん方、これからは医師と呼ばせていただきますが、医師の働き方改革が4月からじまります。先日、医師の働き方改革とその後の方向性というものを主にします名寄市立総合病院主体の市民公開講座を拝聴させていただきました。2月27日でございます。美深町内はもちろん、歯医者さんも大変熱心にご活動されていますが、医科としましては町内唯一の病院として最も身近で私たちを支えている美深厚生病院とともに名寄市立総合病院は、広大な地域を掌握する道北の地方センター病院として小児科、産婦人科もっとありますけれども日常の専門医療、そして本町では乳幼児健診、さらに救命救急などにおいても大変お世話になっております。現状と今後の取り組みについて、これは美深にも通じることだなと思いまして強い関心を持って講座を聞かせていただきました。高齢化の進行と医療ニーズの多様化など、人口減少の地域でも医師の仕事量は減らない。また人材確保や効率的医療が強く求められて病院機能を分担し、将来へ持続可能な地域医療を確保することが必要な時代にあって、引き続きそういった中でのこれまで同様、またはそれ以上の取り組みを目指していらっしゃると知らされました。本町の地域医療を考えた時に、これから地域医療の方向性について理解を深めて、名寄市さんなど近隣の皆様と一緒に地域医療を守っていくことがあります必要と考えて町長に伺いたいと思います。1点目ですけれども、上川北部区域地域医療構想調整会議をはじめ、町長は圏域の会議に出席されていると考えますが、近年の地域医療の動向や医師の働き方改革などがはじまる状況について、まず所見を伺いしたいと思います。それから2点目ですけれども、本町の地域医療の状況を考えた時に、この機会に改めて町民の理解と協力に繋がるわかりやすい周知・啓発活動に取り組み、地域医療を皆で理解し、守っていくことが必要であり、そして町民がそれぞれの健康を保持していくことが大切と考えますがいかがでしょうか。これは医療法という法律がありまして、それぞれ国、地方公共団体、それから医療機関、3つ目に国民ということで、それぞれの努力義務のようなことが規定されていますので、参考に答弁をお願いしたいと思います。それから3つ目ですけれども医師の働き方改革に大きな関りがあることとして救急医療があると思います。救急医療については、美深厚生

病院が救急告示病院、二次救急医療機関として救急にあたっていただいているとともに、名寄市立総合病院は、これは四国4県とほぼ同じ広さと言われますが、道北三次医療圏の中核病院であり、救命救急センターとして重篤救急患者の高度救命救急を担って、また災害拠点病院にもなっています。これまで過去にも問われることが多かった事項と思うのですけれども、救急医療の機能、役割の分担状況、救急搬送の基本的なルールについて町民の理解を深めるためにも改めて伺うものでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 地域医療の動向と医師の働き方改革についてのご質問についてご答弁申し上げます。まず近年の地域医療の動向についてでございますが、医療構想調整会議の令和5年度の協議・取組の状況を申し上げます。当会議では、今後的人口減少等を踏まえて圏域全体で効率的な医療を提供するため基幹病院における急性機能を維持し、回復期・慢性期機能の役割分担を明確にして連携強化を図ることを重点課題に設定し、病棟再編成計画や公立病院経営強化プランに係る協議などが行われており、関係者の連携と情報共有が図られているところでございます。次の医師の働き方改革についてですが、国の取り組みとして令和6年4月から医師の働き方改革がスタート致します。取り組み理由は、ご承知のことだと思いますが、理由の1つが長時間労働の改善であり、管内の地域医療についても同じ状況があると認識しております。医師が健康に働き続けられる環境を整備することは、患者、地域住民に提供される医療の質・安全を確保するとともに維持可能な医療提供体制を持続可能な医療提供体制を維持する上で重要なことです。各医療機関においても、医師の時間外労働上限制限に向けて計画的な準備がされていることと思います。美深厚生病院においても同様に準備されており、4月からに向けて対応できていることを確認しているところでございます。また、医師の長時間労働の改善については、患者さんの理解も必要あります。緊急の時は、やむを得ないことが可能な限り診療時間内に受診していただくことが改善に繋がるため、町民の皆さんには町の立場からもお願いするものでございます。また町内唯一の医療機関である美深厚生病院については、看護師や介護職員の人材不足、燃料費、食材費の高騰や入院施設の更新整備に係る費用が近年増えている状況です。今後も安全・安心な医療を確保するためにも美深厚生病院の補助は必要なものとして考え支援してまいります。次に、地域医療を全町民で理解して守り、町民がそれぞれの健康を保持していくことが大切というご質問についてでございますが、これも望月議員がおっしゃるとおり町民の皆様が自ら健康を保持していくことが大切だと考えております。町では、保健・体育振興・各種スポーツ団体などそれぞれに健康に取り組む活動を実施しており、町民の皆様が自らの健康は自らで守るという意識を持ってそれぞれに合う

健康づくりに参加していただきたいと考えております。また、令和6年度予算では若い時からの健康への意識づけとして40歳未満の健康診断の無料化、各種健診の自己負担の引き下げを盛り込みましたので、十分に活用していただきたいと思っています。3つ目の救急医療の機能・役割の分担状況、救急搬送の基本的なルールについては、過去の委員会で質問があった時から変動はございませんが、改めて答弁致します。上川北部消防事務組合救急業務実施規定第22条の救急搬送の基本的なルールには、医療機関を選定するにあたって救急現場から最も近く、かつ当該傷病者の症状に応じた初期医療が速やかに施しうる医療機関を選定すると定めています。上川北部消防事務組合の全ての救急隊において、このルールのもと救急搬送をしております。ただし例外もあります。脳疾患の疑いがある場合は、必ず名寄市立総合病院の医師の判断で搬送先を選定することとなっております。以上、答弁と致します。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） まず1点目でございますが、上川北部の会議等で色々今回の医師の働き方改革も含めて議論が報告なりされていると思います。実は、昨日の道新の朝刊にも医師残業上限9割が無理と。大きな大学病院のことで、働き方改革年960時間上限というのがあるのですが、それを1,860時間にしばらくしてほしいという特例申請というのを旭川医科大学とか北大の方でもされると。それから2月1日に名寄市立病院もそれを申請しているということで、市立病院の先生方の3割が時間を超えていると新聞に出ています。実情から時間をすぐに時間を短くするのは難しいという記事が出ています。私たちは、こういったことも理解していくことが必要だと考えました。美深の町長は代表として近隣の首長さん、病院長さん方とは非そういった地域医療を守っていくことについて、よろしくお願ひいたします。質問ではございませんけれども。それから次の2点目ですけれども、これについても自ら健康の意識づくりというようなことが答弁としてありましたが、ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれないのですけれども、今回の医師の働き方改革という点でいいますと、例えば今ちょっと町長の方からも触れられましたけれども、例えば美深でいうと美深厚生病院があって入院もできると。お隣の名寄市では高度の医療も受けられるという環境にあるのですが、そういった病院病床機能を分担する時代ですということですとか、あるいは是非かかりつけ医をもってほしいですとか、あるいはタスクシフトということでお医者さんのこれまでやってきたけれども、看護師さんとか薬剤師さんとかにやってもらう場合がありますとか、あるいは複数主治医、チームによるということで、この説明は違う先生にしてもらうかもしれませんとか、そういうことを名寄市立さんでもしていかなければならぬというふうに聞いております。そういったPRということ

ともどうかな。是非PRもしながら美深の町民にも理解していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 全部が全部かわかりませんけれども、すでにうちの保健担当の方でそういった部分、機会があるごとに全体というわけではないかもしませんけれども、そういう機会の中で周知していく。今後も周知していく必要もあるのかなという風には思っています。特に今、美深厚生病院の部分で先ほどの部分ですけれども、その働き方改革の部分に戻りますけれども、特にそういった多くの時間外勤務がほとんどないというような状況で伺っていますので、付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 次に、最後の救急医療の関係でございます。町長の方から基本的なルールということで、消防事務組合の規定についてもご説明がありました。ここで1つ質問させていただきたいのですけれども、問題提起と言いますか先ほど町長からもお話をありましたように令和2年の決算委員会でも質疑があったということですけれども、救急医療の場面では時折厚生病院の搬送ということと、町外の専門の医療機関への搬送について心配な声ですか、これまで聞かれたことがあると思います。最近は本当に高度な医療というのが進んで重篤な方の救命救急が美深ができるのかどうか。医師のご判断はじめ救急隊など関係者の皆さん難しい対応が行われていると思います。いってみれば町外の専門医、あるいは検査の体制、治療体制がなければ難しいケースも多いのではないかでしょうか。そうなると町外にできるだけ速やかにといいますか、直接搬送していただくなり迅速な確認をして搬送していただくようなルール作りがあったらいいのではないかと思います。もう少しいいとすると、患者さんの当日の状況によっては距離が近いほどいいということで、遠いほど救命が難しくなるということもあると思います。そういう方は別ですけれども、救命患者優先ということで前提にしまして関係者の皆様の負担軽減や効率化に繋がるのであれば、例えですがポラリスネットというものがあると思いますが、そういったものを活用するとか主治医のお医者さんがそういった証明を出しておくとか、脳卒中でも脳疾患でも今も町長触れられましたけれども、以前の答弁でチェックシートを使って判断していくというようなことがもう進められると思います。そのような方法で最寄りの中継病院、受入れ先の病院等確認して主治医、あるはご専門の病院に直送することもできるようなルールづくりができないものかお尋ねをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと新たなルールづくり的なことだと簡単にはいかないのか

なという風に思ってございますけれども、先ほど申し上げたとおり上川北部消防事務組合の救急隊については、同じルールのもと救急搬送してございますが、救急業務の実施規定では、傷病者にかかりつけ医がおり、傷病者の状況、病態、重症度及び搬送時間等勘案し、救急業務を実施する上で支障がない限りかかりつけ医療機関へ搬送することができるものとしております。しかしながら、先ほど望月議員もおっしゃいましたけれども、患者ファーストの立場でございます。救急業務の優先は救命です。救急要請された傷病者は何らかの症状が発症しております。その症状のもと町外の医療機関まで安全に搬送できるかどうかは、救急隊では判断できないため、現場において患者の状態について医師と相談しながら搬送前にですね。搬送時といいますか。医師と相談しながら搬送先を判断して搬送しておりますことをご理解いただきたいなという風に思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今、そうですね。私も新しいルールづくりとなれば、当然美深名寄だけの問題ではなく、北部の組合の全体のことにもなってくると思っておりますので、すぐどうしますということは考えておりませんけれども、そうですね。先生方のさらに医療の専門的な面もありますので、恐れ多い面もあるかなと思うのですが、ただ私も事務組合の規定を見ているのですが、かかりつけ医がある場合ということがちょっと見受けられなくて、もしかしたら古いのかもしれません、特定の医療機関へ搬送することを依頼された時はという22条の2というのがあるのですね。もしかしてあれですが、そういったかかりつけがある場合ですかとか、患者から希望があったような場合のこともある程度考慮はされているのかもしれません。ただ先ほど申し上げましたとおり今のポラリスネットの活用ですかとか、脳疾患と同じようなルールですかとか、そういうことについて是非検討をしていただけないでしょうか。もしかして結論として難しいということもあり得るかと思いますけれども、いうなれば圏域内での議論をしていただく、あるいは問題提起をしていただくと。令和2年の答弁でも若干そういう面はあったのですけれども、是非今後の対応を町長にお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと具体的な例だとか、ちょっと再度ちょっと事例等を含めてお示ししていただかないと、ちょっと私も相談していいものなのかどうなのかという部分もきっちりこういったことで上川北部消防事務組合に相談、まずはそちらの方に相談を持ち掛ける部分の認識をきっちり深めてから相談にあたれるかどうかを判断していくしかないのかなという風に思っておりますので、その辺についても今後ともご指導いただければなという風に思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。実は今日はできるだけそういった事例については触れないでと。あくまでもルールづくりであると思いまして、そこまでは申し上げないつもりだったのですね。ただ、草野町長、今後の会議等で状況によっては取り上げていただけるお気持ちであると今感じておりますので、以上で質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 2番 望月君の質問は以上で終わります。次、1番 木下君。

○1番（木下広悠君） これより一般質問をはじめます。項目 行政。件名 美深町の情報発信に対しての振り返り及び今後の展望。1、町長が公約に掲げていたSNSの活用の一環でフェイスブックとインスタグラムの公式アカウントを開設されて、運用してみた率直な感想と見えた課題は。2、2023年12月15日から旭川空港にLCCであるジェットスターが成田空港間で運行を始めている。今後、上川管内に都市圏からの観光客が大幅に増加することが予想されるが、この流れに乗って宣伝活動により一層力を入れていく意思はあるか。また、今後どのように美深町の魅力を発信して交流人口を増やしていくか具体的な方策を伺う。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員からいただきました美深町の情報発信に対しての振り返り及び今後の展望のご質問についてご答弁申し上げます。まず1点目のSNSを運用してみての率直な感想と見えた課題についてでございますが、昨年9月からフェイスブックを、そして今年に入ってからはインスタグラムを開設いたしました。公式開設ということでございます。現在のフォロワーは3月5日時点でございますけれども、フェイスブックは258件、インスタグラムが81件となっております。投稿の内容としては、ご承知のとおり行事、イベント、物販、物産販売イベント等の周知が主なものとなっております。業務体制は、専任職員は置いてございませんけれども、主に3人の職員が業務の中で随時投稿をしている状況となっております。運用というか町が公式に運用してみた感想としましては、美深町にゆかりのある方、近隣自治体の首長さんなど美深町の繋がりが身近にある方がフォローしていただいたり、また楽しみにしていますよといった形で、直接声をかけていただいたりとか関心を持っていただいているのだなと。少しづつ手ごたえといいますか、議員おっしゃるとおりSNSの情報発信力というのは必要かなと感じているところでございます。イベントの情報などの周知もしておりますので、町外での物販のイベントの集客や美深町を訪れていただくきっかけづくりとしては、一定程度貢献しているのではないかと感じております。見えてきた課題といたしましては、本当にいかにこのフォロワーを増や

すか、また実際見ていただきたいふるさと会、東京美深会や札幌美深会、美深町にゆかりのある方の中には、ちょっと高齢でスマホは持っているのですけれども、中々SNSを使っていないという方が多くいると思われますが、本当に美深町に縁のある方には可能な限り今の美深町、とっておきの美深町を届けていければなと思っているところでございます。次に、観光宣伝活動の意思と美深町の魅力発信と交流人口を増やしていく具体的な方策についてですが、宣伝活動については、これまで観光や特産品のPRなど情報発信は積極的に取り組んで参りました。旭川空港などを起点とした具体的な取り組みとしては、道北観光連盟では、道北エリアの体験型観光情報を情報誌北海道大人の旅人ガイドへ掲載する事業や道北アドベンチャートラベルプランディング事業、旭川～稚内ツアーや天塩川カヌー体験などを実施してございます。また上川地方観光連盟では、上川管内の広域観光パンフレットを作成し、旭川空港や道の駅などでPRして配布しているところでございます。北海道の総合計画では、上川地方の方向性として天塩川や大雪山など特色ある自然や多彩な食などの地域資源の活用、アドベンチャートラベルや広域観光の推進による魅力ある地域づくりに取り組むとされており、美深町としましても天塩川や仁宇布地区の自然体験、北・北海道の拠点となりますびふかアイランドキャンプ場など大自然を楽しむアウトドア観光やびふか温泉とチョウザメ料理、また道北地区最大の夏まつりのビールパーティー、チョウザメ館でのチョウザメへの餌やり、松浦武四郎の史跡や靈場巡りなど多くの体験観光と食と文化といった魅力ある資源があり、食と観光産業分野を支援して盛り立てていくとともに、美深町の総合計画でも示してございますが、稼ぐ観光として、商・農・林・観光をさらに繋げていければと考えているところでございます。今後も美深町観光協会とも連携し、道北着地型観光プロモーション協議会で実施している特徴ある体験型観光などを中心に道内外に広く、道北の魅力を発信していきたいと考えているところでございます。また今年度からはじめた、SNSやウェブサイトを利用しイベントやふるさと納税の返礼品のPRなどSNSを通じたネットワークを有効に活用し、地域の魅力を発信して参ります。さらに地域おこし協力隊やインターン制度の隊員の任用や隊員の活動状況の発信も交流人口を増やす取り組みの1つとして推進していきたいと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 公式アカウント、SNSの公式アカウントを開設されて、大変前進しているというような印象を受けましたが、発信する上で少し馴染みのない単語打数だと思うのですけれども、インプレッション数いわゆる投稿に対してユーザーにどれだけ届いたかという値であったりとか、エンゲージメント数、投稿にどれだけのアクションがあっ

たか。例えば、いいねボタンだったりとか、シェアボタンだったりだとか、コメントを打つていただいた数であったりとか、そういうような値を正確に把握して需要を見て戦略的に発信を行っているのかどうか。どの程度戦略的に発信を行っているのかというのを伺います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 大変という部分までは思っていませんけれども、まだまだフォロワー数がまず少ない部分があるのかなと思っています。そのシェア数ですとかコメント数ですとか、まだ分析はしてございません。やっと何とかまちのこういう情報、行事、イベント、物販の周知が発信する手段として公式のＳＮＳを立ち上げたといったまだ1年経っていない状況ですので、まだまだこれは木下議員の期待するものにはなっていないのかなという風には思っていますので、今後とももうちょっと、この発信体制もどういう風にしていくかという課題もございますし、今言ったような部分をどのように分析していくかということも必要かなという風には感じているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ある程度戦略的にＳＮＳの運用というのを行わないと、数多ある自治体は公式アカウントを開設している自治体相当多いと思うのですけれども、やはり開設しただけで拡散力を有していない、そのような自治体が多いと認識しております。相当研究しないと拡散というのは、今後されていかないのかなという風に考えていて、今後、今フェイスブックとインスタグラム、公式アカウントとして保有していて、次どのようなＳＮＳを利用していくのかなというのを問いたいのですけれども、例えばわたくしXというものに大変取り組んでいて、ここでいうのも何ですけれども度々いわゆる炎上というものを起こしてしまって、行政の方々にご迷惑をおかけしてこの場を借りてお詫び申し上げたいのですけれども、ある種説得力があるかなという風に思うのは、そのXというものは匿名性の高さであったりだとか、リポストのしやすさから他の主要ＳＮＳと一線を博するものがあって、もの凄い拡散力を持っているのですね。これは、私の意見ではなく方方からそういう風に言われております。実際、わたくしもそういう風に体感しております、是非今後美深町の魅力ある観光資源というものを対外的にどんどん拡散させていってもらうためにXというのは必須なのかなという風に考えております。町長の今後、他のＳＮＳをどのように活かしていくのか、考えがあるのかを伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 結論から申し上げますけれども、現時点では考えを持ち合わせておりません。まずはフェイスブックと今のインスタ、これを今おっしゃられたとおりどの

ように戦略的に活用していくのか、きっちり整理をしてから今後のＳＮＳ全体について考え方を検討していきたいなと思います。今、議員の方からこのXが必須のＳＮＳという風にご意見いただいたので、そのことも念頭において今後ですね、考えていくことを検討させていただければと思います。今時点では持ち合わせておりません。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） とりあえずインスタグラムとフェイスブック、この2つのアカウントを運営するだけで手一杯ということだと思うのですけれども、とりあえず公式アカウントというものを公約どおり開設していただきまして感謝いたします。続いての質問なのですけれども、やはり今SNSを中心に自治体がどんどんPR合戦、熾烈なPR合戦というのを繰り広げているという認識でして、やはり先ほど申し上げたとおりSNSの運用というのは物凄く難易度が高くて、使い方を上手く行えば物凄く効果的な集客だったりとか、そういったメリットが望めるのですけれども、物凄く苦戦している印象なのですよね。様々な自治体が。なので美深町も相当苦労していくと今後思います。その情報発信において。SNSだけでは、集客を図れないのかなという風に思っておりまして、多少昨年と状況が変わっているのかもしれませんけれども、6月の答弁で美深町は広告料約500万円を支出していると。年間。そして、そのうちのほとんどがふるさと納税関連のポータルサイトに8社、480万円支出来ているというような認識でいるのですけれども、そのやはりふるさと納税ポータルサイトに支出來ている、ほとんどが。交流人口を増やすために直接的な観光客を呼び寄せるとかそのような支出は行っていないと思うのですよね。今回旭川空港にLCCが就航いたしまして、関東圏からより一層観光客、上川管内に観光客というのが訪れると思います。そこを機にインフライトメディアという、いったら機内誌広告ですね。機内誌広告というものを検討していただきたくて。やはり機内の中、場所柄ですと電子機器に一定の制約が生じますよね。その中でやっぱり今のご時世電子機器、制約があると機内誌に目が行きやすいと。そして、閲読率ですね。雑誌を手に取って情報を収集してくださる方々の割合も相当多い。LCCだけに限らず多くの航空会社の機内誌は閲読率が物凄く高いと。そういうところが利点になっております。今回、LCCが通ってジェットスターなのですけれども、このジェットスターの機内誌ジェットスターマガジンというものがありまして、この機内誌はわずか1号につき120万人のリーチというのを謳っているのですよね。これは相当美深町の名を売るために有効だなという風に考えています、広告料に関しては公表はされていなかったのですけれども、このジェットスターマガジンよりも遥かにリーチ数を有しているJALの機内誌スカイワードは、下から140万円で最大290万円。当然のことながらジェットスターマガジンは、これよりも低価格帯で大

規模な広告が打てると考えております。このようにSNSだけに限らず効果的な機内誌、インフライトメディアというものをを利用して大規模な広告を打っていく、もちろんすぐにとは言いませんけれども、長いスパンで考えてもこのような広告を打ってもらうという考えはないのか。継続的には難しいかもしないですけれども、せめて断続的にでも行ってみる考えはあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 広告の関係でございます。ジェットスターの分は、旭川空港、昨年から1日1便180便ですか。ここのが開通したということで、LCCの部分で逆にこちらに来る部分もそうですけれども、こちらから成田ですけれども、行く部分が広がったのかなという気もしてございます。JALさんですとか、ANAさんの部分については、機内誌は私もよく拝見させていただいてございます。ジェットスターの部分、金額がいくらかちょっと、その下も100万円以上、皆さん、他の機内誌は広告料がかかっているということで、過去にも記事として紹介してもらったり、その中でJRの車内誌もありますよね。そういった部分でも結構効果あるのかなと思っている部分もございますけれども、今実際ふるさと納税の部分の広告もありますけれども、観光協会の方の予算の中にもイベントの広告等々も含まれているのかなと思っています。今すぐどうのこうのという考えは持ち合わせていませんけれども、今後そういう稼ぐ観光、そういった部分を今後進めしていく中でそういった部分を1つの広告PRの選択肢の1つになるのかなと考えてございますので、今すぐはやる考えはある、ないとかという一存ではちょっとご答弁できませんけれども、そういった部分も今後必要になってくるのかなという風に考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 長い目で検討していただけるというように解釈いたしました。これは、続いての質問なのですけれども、答えられなかったら答弁できなかっただいいのですけれども、先ほど答弁されていたパンフレットのお話なのですけれども、パンフレットを今旭川空港と道の駅に置かせていただいているというお話で、一方で新千歳空港の外国人観光客総合窓口のところにも様々な自治体のパンフレットを置いてありますけれども、そこには置いていかなかったりだとか、ここら辺の線引きってどうなっているのかなという風な質問なのですけれども、安易な考えですけれども置かせてもらうだけならそこまでのコストはかかるないと思うので、全国津々浦々、至る所にパンフレットを置いたらいいんじゃないかなというふうに、凄く稚拙な考え方なのかもしないですけれども、そういう風に思うのですけれども、それをやらない理由をお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっとそこまで、どこに置いてある、札幌の駅の案内所に置いてあたりもしていると思うのですけれども、何処どこに置いてあって、何処どこに置いてないというのを今即答できませんので、場合によっては予算委員会の中等で説明させていただければと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 続いての質問に移らせていただきたいと思います。項目 行政。件名 移住促進に繋がる制度や取り組みに関する現状と改善策。1、美深町は移住就業支援金の利用実績がないと認識している。支給条件が厳しいことも要因だと思うが、2024年3月現在、町内に移住支援金対象法人が少なすぎることも1つの要因と考える。北海道が管理するマッチングサイトに無料で広告が出せたり、雇用に関わる費用を一部補助してくれたりとメリットが大きくデメリットは、ほぼほぼないにも関わらず未だに町内では登録が2社という状況となっている。先日、担当部署からPR不足は認めるという発言を受けたが、今後町としてどのようなアプローチで周知していくか、移住支援対象法人の登録を促す広報の一環として所見を伺う。2、オンライン移住相談を実施している自治体が増加している。対話式で移住候補先の情報を取り入れたい方々も相当数いるので、ZOOM等のアプリを利用して美深町でも取り入れてみる価値はあるのでは。財源の観点からもほぼ費用は掛からず、比較的実施しやすく、少なからず移住促進に繋がる案だと考えるが所見を伺う。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 移住促進に繋がる制度や取り組みに関する現状と改善策のご質問についてご答弁申し上げます。まず1点目の移住就業支援金の利用実績がないことについて、今後町としてどのようなアプローチで周知していくか。移住支援対象法人の登録を促す候補についてご答弁申し上げます。まず移住就業支援金の利用が少ない背景には、議員のおっしゃるとおり町内に支援金対象法人が少ないことが要因の1つであると感じております。私も商工会の通常総会において、働き手確保にご苦労されている企業様には、支援制度があるので全出席者にパンフレットを配布する中で、登録を呼びかけたところでございます。PR不足があるのかもしれませんけれども、1つには登録手続きの煩雑さが敬遠されているともお聞きしております。引き続き町内事業所にパンフレット等、個別に送付するなどの周知と登録手続きに関するサポートを商工会ともども連携して行って参りたいと考えております。次に、オンライン移住相談についてでございますが、現状の移住相談については、役場総務課企画グループを窓口として、主に電話とメールで対応しており

ますが、希望があればオンラインの相談には対応できる体制をすでにとってきております。地域おこし協力隊やインターンの希望者には、相談ですとか面接をオンラインで実施してきておりますので、今後移住相談におきましても希望に応じて柔軟に対応して参りたいと思っております。以上、答弁と致します。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） まず、僕自身もこのPR不足、あと移住支援対象法人をどのように登録を促すかというのを案というのは大したものは持ち合わせていないのですけれども、1つ思ったのは、町長が公約に掲げていたSNS、公式SNSの過去の投稿を遡って見てもこの件に関して述べているものは1つも見当たらなかったので、まずここは早急にその内容を簡潔明瞭に、今イベントに限っているという話をされていましたけれどもここは流していいのかなという風には思いました。町長が、これも稚拙な考えなのかもしれませんけれども、パンフレットを配るというよりも町長自ら懇切丁寧に事業所の方に、足を運んで移住支援対象法人に登録していただけませんかということをパンフレットだけではなく、懇切丁寧に説明する、それをワンセットで増えないものなのかなという風に、僕みたいな人間が言ったら恐らく萎縮されると思うのですけれども、町長のような立場の人間が足を運んで説明をすれば、僕の感覚ですけれど自ずと増えてくるのかなと思うのですけれども、本当にそこまで丁寧に、積極的にアプローチしているのかなというのが気になるのですけれども、そのところお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私が、そういう足を運んで1件、1件回るのも1つの案かもしれませんけれども、いずれにしましても周知しているので、何らかのアクション、ちょっとそういうのを詳しく聞きたいというのがあれば来ると思うのですけれども、それも中々ないということもあるように聞いています。いずれにしても商工会の担当、町の担当もいますので、そういう部分でこれまでパンフレットを直送している経過はあるのですよね。それでも今2件しかないということなので、実際もうちょっとこの部分、どう捉えているのかをちょっと商工会等とも、もうちょっと深くこの事業について練り直して作戦を考えた方が良いのかなという風に思っています。私が1件ずつ回っても場合によっては、町長が来たってこんなのは無理だっていうとこもあるかもしれませんので。まだ求めていない方を無理やり登録するということにもならないのかなという風に思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 北海道管理のマッチングサイト移住支援対象法人向けのマッキン

グサイトというのがございますよね。それで上川の自治体 2 3 自治体を調べたところ、ほとんどが 0 件なのですよね。半分以上が 0 件で、やはりどの自治体も PR 不足なのだなという風に認識しております。旭川が 1 4 件、断トツで多かったのが名寄の 2 2 件だったのですよね。美深町と馴染みの深い名寄市が 2 2 件の対象法人があるという現状。これはかなり美深町にとって不利なのかなという風には思います。だから先ほど、足を運ばれて直接、移住支援対象法人に登録を促すというような方法を一見荒々しくも思えるかもしれないですけれども、それぐらいして初めて登録してもらえるのかなという風には思います。いきなりパンフレットを送ったって何のこっちゃわからないので、それはやっぱり登録には繋がらないのかなという風には考えます。やはり権威のある人間が頭を下げて登録してもらうように、凄く原始的な方法ではありますけど、そのぐらいしても良いのかなという風には僕は考えております。これは単純に要望なので、深い答弁は求めていないのですけれども、個人的なお話で申し訳ないのですけれども、僕の友人が先日、転職にあたる際に美深町も候補に入れていただきまして、移住支援金がもらえるなら必ず移住すると明言していただいたのですよね。ただ、やはり移住支援金の要件というのが厳しくて移住には至らなかつたのですけれども、今後移住支援金のありなしで移住を決めてくださる方というのは、やはり出てくると思います。これから。なので、この移住支援対象法人を増やすということは喫緊の課題なのかなと思うので、町長には気合を入れて移住支援対象法人を増やすことに積極的に行動していただきたいと思います。何かあれば。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私が 1 件 1 件足を運んで済む問題かどうかまでは、ちょっと認識していないのですけれども、そもそもこの都市部から美深に事業所で採用しなきゃ意味ないですね。採用希望がないところに登録すれということにはならないのかなと私はそう思っているですよ。ただの P R で、これだけ登録があって美深来て下さいというのであれば、事業所が雇用を求めていないのであれば登録しようがないのかなという風に思って、その辺のミスマッチじゃないのですけれども、その辺ちょっと私は理解をし兼ねているところなのですよ。これを登録することによって、その前にその企業さん、法人さんが都会からのスタッフというか職員を受け入れますよという部分があつて成り立つという風に認識していたもので、その事業者が受け入れ、従業員が足りているところに、さらに受け入れということで登録することにはならないのかなと思っている。すでにそれは商工会等を通じてパンフレットも配っていますし、何年も周知しているので、2 年から周知しているので、わかっているとは思うのですよね。配りっぱなしではないと思いますので。そういう今は実際登録した分を職員なり商工会の方と連絡をとって登録して、それでも大変なかなか手

続きが煩雑だという話も聞いていますので、逆にそういう登録希望がいればそっちをフォローしてやりたいなという風には、ということで担当と協議を進めていたところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） もちろん求人を募集していないところに行けとは言っていないのですけれども、美深町で検索するとやはり美深町といえども求人は数多く出てきますよね。移住支援対象法人って、相当登録する要件というのは甘いですよね。ほとんどの事業所が登録できるくらいのものですね。なので、今求人を募集しているところに直接立ち寄つていけばいい話なのかなという風には思ってしまいました。もちろん感覚としては合わないのかもしれませんけれども、それぐらいやらなかつたら増えていかないという風に僕は思いますけれどもね。今までパンフレットを配ったとか、それをやった結果これなので、1回原始的な方法に立ち返ても良いのではないのかなという風には思っております。あくまでも、これは希望なので、最後に何かあれば。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員の立場からの言うことも理解できますけれども、私はそのちょっとそこまでに至っていない。本当に登録すればいいのであれば、私は回りますよ。そんな簡単ではないというね。登録希望がないところに、わかっていて登録希望がないところに無理やりということにもならないのかなという風に思うので、その辺をちょっと見極めていく必要があるのかなと思っていますし、ちょっと1つ大きな部分がございまして、しかしながら北海道では、この事業令和6年度以降の取り扱いがまだ示されておりません。今後の制度運用の状況も見極めながら、今、ご質問があった点も含めて検討して登録可能な事業所が登録できないということがないように調整していかなければなという風に思っておりますので、ご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） とりあえず、僕の願いとしてはという話だったので、あまり?み合ってなかったところもあるのかもしれないですけれども、とりあえず求人、要望、とりあえず登録したくない人も町長から直接お願いされたら登録せざるを得ないのかなと僕は思っております。その話は、良いとして次の質間に移させていただきたいと思うのですけれども、オンライン移住支援、これは現状は部分的には行っているということだったのですけれども、ホームページにこれ謳っているのですかね。正確にオンライン移住支援も行っておりますというようなことも謳っているのかなということもお聞きしたいと思います。一応それもアピールになると思うので、ホームページに書いておいた方が良いのかなとい

う風には思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ホームページには、オンライン相談ありますという風には明示はしていないようです。連絡来た方に、オンラインの相談ができますよということで対応しているようです。だけど、地域おこし協力隊の部分については、オンラインでの相談を行っているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） オンライン移住支援相談というのをアピールしている自治体も数多くあるので、それが現状行われているのであれば、ホームページに書いておいた方がメリットはあるのかなと思います。書いていないよりは書いた方が良いのかなと思うので、オンライン移住支援相談可能ということを謳っていただければなという風には思います。これは、検討いただけますかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） この辺ちょっと担当と調整させて然るべき対応を進めさせていただければなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） SNSしかしり、移住支援しかしり、色々前進して美深町は柔軟に対応してくださっているという認識なので、かなり僕の中で満足感溢れる一般質問だったのですけれども、とりあえずこれで一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 1番 木下君の質問は以上で終わります。

◎日程第3 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第3 休会日の決定の件を議題とします。12日から14日までの3日間を議案調査並びに予算特別委員会による新年度予算の審査のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、12日から14日までの3日間は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

午前11時25分 散会

令和 6 年第 1 回定例会
美深町議会会議録
第 3 号（令和 6 年 3 月 15 日）

◎議事日程（第 3 号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 選挙第 1 号 美深町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第 3 議案第 14 号 委員会報告 令和 6 年度美深町一般会計予算
- 第 4 議案第 15 号 委員会報告 令和 6 年度美深町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第 16 号 委員会報告 令和 6 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第 6 議案第 17 号 委員会報告 令和 6 年度美深町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第 18 号 委員会報告 令和 6 年度美深町簡易水道事業会計予算
- 第 8 議案第 19 号 委員会報告 令和 6 年度美深町下水道事業会計予算
- 第 9 議案第 6 号 令和 5 年度美深町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 10 議案第 7 号 令和 5 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 11 議案第 8 号 美深町課設置条例の一部改正について
- 第 12 議案第 9 号 美深町介護保険条例の一部改正について
- 第 13 議案第 10 号 美深町町有林野管理条例の一部改正について
- 第 14 議案第 11 号 町道路線の認定について
- 第 15 議案第 12 号 財産の無償貸付について
- 第 16 報告第 2 号 委員会報告 令和 5 年度議会広報特別委員会報告
- 第 17 発議第 1 号 特別委員会の設置について
- 第 18 承認第 1 号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

1番 木下 広 悠 君	2番 望月 清 貴 君
3番 中瀬 亮 太 君	4番 名取 明 美 君
5番 蠍崎 一 生 君	6番 田中 真奈美 君
7番 小口 英 治 君	8番 藤原 芳 幸 君
9番 和田 健 君	10番 荒川 賢 一 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	草野孝治君	副町長	川端秀司君
総務課長	中江勝規君	総務課上席主幹	小野勇二君
住民生活課長	桜木健一君	保健福祉課長	小林一仙君
農務課長	山崎義典君	建設水道課長	中林秀文君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	内山徹君
生活環境グループ主幹	川端健君	税務グループ主幹	中野浩史君
保健福祉グループ主幹	和田政則君	農業グループ主幹	前田直久君
建設林務グループ主幹	田畠尚寛君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	杉本力君	教育グループ主幹	前田貴也君
教育グループ主幹	元岡友之君		

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	竹田哲君
--------	------	------	------

◎議会事務局

事務局長	竹田哲君	事務局副本幹	服部満君
------	------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は、11名全員出席です。定足数に達していますので、只今から本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。
竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。予算特別委員会が3月13日と14日に開かれ、付託事件の審査を終了し議長あてに藤原委員長から委員会報告書が提出されており、本日の会議に付議しております。次に、追加議案について申し上げます。議会側から選挙1件、委員会報告1件、承認1件です。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 選挙第1号 美深町選挙委管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（南 和博君） 次、日程第2 選挙第1号 美深町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。選挙管理委員は、地方自治法第182条により選挙権を有するもので、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有するものを議会においてこれを選挙すると定められております。また同時に委員と同数の補充員を選挙し、その順位を定めなければならないことになっております。それでは、美深町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定致しました。選挙管理委員には、美深町字北町11番地 世継導子さん、美深町字南町29番地34 瓜田 晃さん、美深町字恩根内60番地の4 遠藤奈菜さん、美深町東3条南8丁目 羽野保則さん、以上の方を指名致します。

お諮りします。只今、議長が指名した方を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、只今議長が指名致しました世継導子さん、瓜田 晃さん、遠藤奈菜さん、羽野保則さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。次、選挙管理委員補充員には、美深町字大通南4丁目4番地 中西亜紀さん、美深町東6条北3丁目265番地 政岡英司さん、美深町字東2条北4丁目1番地の1中山裕一郎さん、美深町字吉野10番地 中村佐衣子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って只今指名しました中西亜紀さん、政岡英司さん、中山裕一郎さん、中村佐衣子さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、只今議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 従って、補充員の順序は只今議長が指名した順序に決定致しました。◎日程第3 議案第14号 委員会報告 令和6年度美深町一般会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第14号 令和6年度美深町一般会計予算乃至日程第8 議案第19号 令和6年度美深町下水道事業会計予算を議題とします。令和6年度の各会計予算6件は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託していましたが、審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件について委員会審査の結果を委員長から一括してご報告いただきます。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは、令和6年度予算に関わる審査の経過と結果についてご報告申し上げます。本特別委員会は、3月1日に付託されました議案第14号乃至議案第19号 令和6年度美深町一般会計予算及び3特別会計予算、並びに簡易水道事業・下水道事業会計の予算について13日及び14日の2日間にわたり審査を行いました。審査の過程につきましては、議長を除く全議員で構成する委員会ですので、省略をいたします。審査の結果についてご報告申し上げます。議案第14号 令和6年度美深町一般会計予算につきましては、賛成多数により原案可決すべきものと決定を致しました。続きまして議案第15号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定を致しました。続きまして、議案第16号 令和6年度美深

町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。続きまして、議案第17号 令和6年度美深町介護保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定を致しました。続きまして、議案第18号 令和6年度美深町簡易水道事業会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定をしております。続きまして、議案第19号 令和6年度美深町下水道事業会計予算につきましては、全員賛成で原案可決すべきものと決定をしております。令和6年度の各会計予算審査にあたり、各委員から指摘のあった事項につきましては、改善や検討に努められて今後の予算執行にあたり十分留意していただくことを理事者側に申し上げ、予算特別委員会の審査報告と致します。以上であります。

○議長（南 和博君） 予算特別委員会の報告は、議案第14号 令和6年度美深町一般会計予算乃至議案第19号 令和6年度美深町下水道事業会計予算は、原案可決すべきものという報告です。予算特別委員会は、議長を除く全議員で構成する委員会です。従って、質疑・討論を省略し採決を行います。この採決は、起立をもって行います。はじめに議案第14号 令和6年度 美深町一般会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（南 和博君） 起立多数です。従って、議案第14号は原案とおり可決されました。

次、議案第15号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次、議案第16号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次、議案第17号 令和6年度美深町介護保険特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第17号は、原案のとおり可決され

ました。

次、議案第18号 令和6年度 美深町簡易水道事業会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次、議案第19号 令和6年度美深町下水道事業会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第9号）

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第6号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 補正予算書の19ページになります。体育施設運営費の10番需用費 スキー場の圧雪車の修繕料の62万2千円という風に伺っておりますが、圧雪車なのですけれども、今現在何年ぐらい使っているかをちょっとお伺いしてもよろしいですか。○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） こちらの圧雪車、ピステンPB400という機種になりますと、平成23年に購入をしまして13シーズン経過をしている機種になります。

○6番（田中真奈美君） ありがとうございます。いいです。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは私は、19ページの今の項目の1つ上の消耗品費、ここで最初に説明を受けたのは、ロードヒーティング用の不凍液2千リッター分ということでお伺いしたのですけれども、ちょっとここでどのようなことが起こっているのかわからぬので、ここに関してのちょっと説明をいただきたいのと、ロードヒーティングということのようですが、このあと計画をしているボイラー等の工事との関連性がどのようなものなのかも合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） まず、こちらのロードヒーティング工事、ボイラ

冷温水機との工事とは全く別な系統の工事となります。分けて考えていただければと思います。1月15日に、図書室の前とCOM100の正面玄関の前、2カ所ロードヒーティングをしておりますが、図書室前方のロードヒーティングのポリエチレンパイプというパイプ、ちょっとプラスチックというのでしょうか、そういった形状のパイプに亀裂が生じて、不凍液が噴射しているような状況がありまして、雪の下から来たものですからそれがこう穴というかピンク色の穴が出てきて、何だこれというのを職員が発見して雪を溶かしてみると、そのような故障が発見されたという状況でございまして、直ちにバルブを閉めてロードヒーティングを停止して故障の状況をまず確認をしたということあります。建物自体広い状況もありまして、床下に配管が往復250メートルほどの配管がありまして、そこを液が抜けている部分と、あと結果わかったのが最後にこの不凍液を入れている経過を調べたら平成13年の最後に入れた缶というのでしょうかね。不凍液の缶があったのですが、それ以降入れていなかったのではないか。つまり真空状態を保っていないといけない状況が中が錆ですとか、腐食がちょっと進んでいるような状況も見えまして、そういったところも並行して、今原因追及の調査を行ってきまして正面玄関前はロードヒーティング復旧致しました。ただ図書室の方に通じる今パイプを一度配管を閉めて、今後図書室はロードヒーティングできない状況になっております。故障の工事が必要ということで、ただそれも費用対効果ですね。工事費等ですね。実際のその図書室の玄関前屋根もついていますので、利用者に不便をかけなければ別な方法ということも検討しなければいけないかなという風に考えております。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今お話を伺うと単純にその2千リッター漏洩したという話ではないのか。結果としてそのぐらいの不凍液が必要になったということのようにちょっとお伺いしたのですけれども、このことによって何か別な物理的な被害だと、例えば環境等のことが発生しておらなければよいなと思ったのですけれども、その辺に関してどのように判断したのでしょうか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 配管の床下、何というのでしょうか。銀色の断熱材みたいなものがまかさっておりまして、そういったところは漏洩とかも環境被害ということもそこは確認しないと。私も実際業者さんと一緒に地下に潜って現地確認していますので、そこは問題なく大丈夫ということで、ただ真空を保たなければいけない時にエア抜きですか、色々なちょっと技術的な部分で私も全部の作業ほぼ立ち会ったのですけれども、やっぱり循環させたり不凍液が汚れてしまったりとか、そういったこともありますトー

タル2千リッター必要ということでご理解いただければと思います。

○8番（藤原芳幸君）もう1点確認。

○議長（南和博君）8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君）それでは、この2千リッターの不凍液を補充してその後運転をすることによって正常に戻るというか、そのような状況になって運転再開ができるという風な状況にあるということでおよろしいでしょうか。

○議長（南和博君）前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君）先ほども答弁させていただきましたが、事務所の下のもうちょっと北側ですね。そこに一部配管に亀裂ですとか腐食している箇所がありまして、そこを今一度バルブを閉めてそっちの方に不凍液は満たされているのですけれども、止まっている状況となっておりますので、正面玄関の方の系統につきましては問題なく今動いて溶けて問題ないということで、2系統というか中で8系統というのですかね。ホースが色々分かれています、そしてロードヒーティングの下、羅面状に細かい系統とか複雑な構造になっておりまして、ただ正面玄関前につきましては、問題なく今復旧しておりますので、あと図書室をどうするかという課題が今後また方針を決めてご相談をしたいと思います。

○議長（南和博君）7番 小口君。

○7番（小口英治君）15ページのこれは民生費の除雪サービス事業委託料これ説明では107件が118世帯に増加したという補正だったと思いますけれども、これの単純に数が増えたのはわかりますけれども、特徴ですね。どのような門口だけだと窓だとか色々除雪にも色々あるわけですから、その特徴的なことがあればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（南和博君）和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君）除雪サービス事業の関係でございますが、説明でもございましたように当初、昨年ですね。107世帯であったものが今年118世帯ということで1割ほど世帯数、対象世帯数が増えているような状況でございます。それに合わせまして、実際除雪サービス事業、玄関先ですとか門口ですとか、屋根雪も除雪しているわけですが、1番その除雪費に影響するのが玄関先通路の方の除雪でございます。そちらの方も全体的な対象世帯増えている関係で、玄関先も出動回数が増えたということで除雪費委託料全体が増額となったような状況でございます。

○議長（南和博君）7番 小口君。

○7番（小口英治君）過去の実績等はわからないのですけれども、これからの中後どの

ような推移になるかという想定はどのようにになっているのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 対象世帯につきましては、大体100から110件くらいでずっとここ5年くらい推移しております。今年に限ってだけですね、ちょっと1割ほど多くなって120世帯近くまで申請上がってきていますので、大きく増えることはないと思うのですが、恐らく110から120ぐらいの間で推移するのではないかという風には考えております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 1点だけ教育費なのですけれども、17ページの教育費の1番最初のところなのですが、教職員の健康診断手数料ちょっと心配なのでお聞きしたいのですが、説明では81人計画していたのが53人ということで、28人少なくなっているという見込みだということだと思うのですよね。まず、これはもし81人というのが先生方がいて受けければ81人だったということでおろしいでしょうかね。そもそもが少なくなったわけではないということですよね。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 当初予算組していた時には、児童生徒数によって教員の配置の状況も変わってくるのですけれども、そういうところも含めて現状を含めての予算措置とさせていただいております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ちょっと私の聞き方もちょっと変な感じなのですが、要するに28人受けなかったということなのかということと、もしそうであればもう1つ確認したいのが65%ぐらいになってしまふのですよね。これは皆さん受けなければならぬ健診なのか、それとも少し任意なドックなのか、その辺をお聞きします。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） この健診業務につきましては、年代によっては人間ドックの方を受ける方がいらっしゃいます。ただ当初予算の段階では、その年齢構成の部分等がはっきりしない部分もございますので、この81人の中から教職員の共済の方で受けれる人間ドックの方々が今回21名いらっしゃいました。その他に育休等を取得されて未受診というかお休みになっている方の部分については、健診しなかった方もいらっしゃいますので、そういうところで今回減少した形になります。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ちょっと単純に色々入り組んであれなのですが、簡単に言いますと受けなかったと。受けられる状況なのに受けなかった。特にドックでない部分で受けなかったという方はどのくらいなのかと、もしわかれればいいのですが、どうして受けなかったのかなというのをお聞きになっていればです。最後です。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 受けれるのに受けれなかつたという方については、うちの方では把握しておりません。ただ、先ほど言ったとおり育休等で受診期間お休みになっている方というのは受診されておりませんので、それ以外の方については人間ドック及びこの教職員の健康診断を受けていただいている状況でございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第6号について採決します。議案第6号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第9号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第6号は可決されました。

◎日程第10 議案第7号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第7号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第7号について採決します。議案第7号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第7号は可決されました。

◎日程第11 議案第8号 美深町課設置条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第8号 美深町課設置条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第8号について採決します。議案第8号 美深町課設置条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第8号は可決されました。

◎日程第12 議案第9号 美深町介護保険条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第9号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第9号について採決します。議案第9号 美深町介護保険条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第9号は可決されました。

◎日程第13 議案第10号 美深町町有林野管理条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第10号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは1点お聞きします。今回、寄附を受けて参入する部分でありますけれども、現状はどのような状況になっているのか。山なのか木が生えている状況なのかというのが、ちょっとこれだけではわからないのですけれども、今現状ではその

場所がどのような状況になっているのかをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 田畠建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畠尚寛君） 今、現状なのですが、アカエゾマツが生えてい
るところになります。高広の滝から少し仁宇布の市街地に数百メートル行ったところな
ですけれども、藤原議員も恐らく通っているかと思いますが、その場所になります。そ
の土地にアカエゾマツが立って、人工林が生えているような状態です。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今のお聞きしますと住所だとか、これだけではわからなかったの
ですが、高広の滝の方ということになると仁宇布に向かって川の右岸、道路から見たら川
を渡った高広の滝の山の方の一部ということなのでしょうかね。

○議長（南 和博君） 田畠建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畠尚寛君） 場所の説明をですね。ちょっとあまりにも省い
てしまつて申し訳ございません。高広の滝とトロッコの折り返し時点をイメージしていただ
いて、さらに道道沿いを走っていただくと、河川と並行して走ると思うのですけれども、
そのところというのでしょうかね。川を渡るとかではなくて、その道路沿いというような
イメージになります。

○8番（藤原芳幸君） わかりました。道路沿いか。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行
います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第10号について採決
します。議案第10号 美深町町有林野管理条例の一部改正について賛成の方は挙手願
います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第10号は可決されました。

◎日程第14 議案第11号 町道路線の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第11号 町道路線の認定についてを議題
とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論あり
ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第11号について採決します。議案第11号 町道路線の認定について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第11号は可決されました。

◎日程第15 議案第12号 財産の無償貸付について

○議長（南 和博君） 次、日程第15 議案第12号 財産の無償貸付についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第12号について採決します。議案第12号 財産の無償貸付について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第12号は可決されました。

◎日程第16 報告第2号 委員会報告 令和5年度議会広報特別委員会報告

○議長（南 和博君） 次、日程第16 報告第2号 令和5年度議会広報特別委員会報告でありますが、本件はお手元に配布の報告書で調査終了報告済みといたします。

◎日程第17 発議第1号 特別委員会の設置について

○議長（南 和博君） 次、日程第17 発議第1号 特別委員会の設置についてを議題とします。本件の提出者は、和田議員。賛成者は、田中、望月、嶋崎、中瀬、木下の各議員です。この際、提出者の和田議員から本件の提案説明をいただきます。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） 発議第1号 特別委員会の設置についての提案説明を行います。本件の提出者は、私和田。賛成者は田中、望月、嶋崎、中瀬、木下の各議員となります。本件は、地方自治法第115条第1項、議事の公開の原則により美深町議会広報の編集発行及び広報誌の果たす役割等を調査並びに町民との懇談会による広聴活動を行うことを目的として地方自治法第109条及び委員会条例第5条に基づき設置するものであります。

特別委員会の名称は、令和6年度議会広報特別委員会。委員の構成は6名でございます。議会の閉会中も活動ができるものとし、設置期間は調査終了までとするものであります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして提案の説明と致します。

○議長（南 和博君） 只今、提出者の和田議員から説明をいただきました。令和6年度議会広報特別委員会は、6人の委員構成で、調査機関は調査終了までとし、議会の閉会中も活動することができる特別委員会の設置をしようとするものであります。本件についてこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なければ討論を省略し、お諮りします。本議会に提出者の説明のとおり特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、発議第1号 特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。本特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長から指名致します。和田議員、田中議員、望月議員、嶋崎議員、中瀬議員、木下議員を指名します。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、本特別委員会の委員は只今申し上げました6人に決定しました。議長から委員会条例第8条の規定により議会広報特別委員会を招集します。正副委員長の互選をお願いいたします。只今から暫時休憩します。再開は概ね10時45分と致します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時44分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。議長から諸般の報告を申し上げます。休憩中に議会広報特別委員会が開かれ正副委員長の互選を行っております。議会広報特別委員会の委員長に和田議員、副委員長に田中議員が就任しておりますのでご報告いたします。

◎日程第18 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第18 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について、

閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出のとおり承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定しました。以上で、本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。これで、令和6年第1回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　南和博

署名議員　和田健

署名議員　荒川賢一